

橋本市 ごみ処理基本計画

平成24年3月

橋 本 市

用語の定義

用語	定義
ごみ総排出量	市町村が収集・中間処理・資源化・最終処分等に関与し、量的に把握可能な範囲。なお、年間収集量、年間直接搬入量、集団回収量の合計とし、推計値である自家処理量は含まないものとする。
年間収集量	直営収集量・委託収集量・許可業者収集量(市町村が関与する量)の合計。
年間直接搬入量	住民等が市町村の中間処理施設や最終処分場等へ直接持ち込むごみ量。
集団回収量	住民が主体となって実施する資源回収のうち、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているもの。
生活系ごみ量	ごみ総排出量のうち住民が排出したごみ量。なお、集団回収量を含めるものとする。
事業系ごみ量	ごみ総排出量のうち事業所が排出した一般廃棄物(ごみ)量。
直接資源化量	資源ごみ等で収集後、資源化処理施設を経ずに直接(保管を含む)再生業者等に搬入されたもの。
中間処理量	処理施設で処理を行ったもの。
直接最終処分量	収集又は直接搬入後、中間処理を経ず直接最終処分を行ったもの。
中間処理後資源化量	市町村の処理施設で処理を行ったのち、資源化する目的で再生業者等に搬入したもの。
中間処理後最終処分量(焼却残渣)	焼却施設から発生する残渣のうち最終処分した残渣量。
中間処理後最終処分量(不燃残渣)	焼却施設以外の中間処理施設から発生する残渣のうち最終処分した残渣量。
総資源化量	集団回収量、直接資源化量、中間処理後資源化量の合計。
エネルギー回収量	中間処理に伴い発生した廃熱を廃熱ボイラ又は熱交換器等で回収した熱量(所内利用+所外利用)から、当該施設稼働のために投入した熱量を差し引いたもの。
最終処分量	最終処分する量
収集	廃棄物や資源を集める際に、集める作業を市町村(委託業者等を含む)や許可業者が実施するもの。
集団回収	区並びに自治会等の住民団体が市町村の支援を受ける等して実施する資源回収方式。
拠点回収	スーパーや公共施設等に回収箱等を設置し、そこに住民が資源を投入する資源回収方式。
処理	分別、保管、収集、運搬、再生、処分までの一連の流れをいう。
処分	分別、保管、収集、運搬、再生を除く行為をいう。 但し、中間処理や薬剤処理等は一般的な言葉として定着しているため、従来通り処理という言葉を用いる。
<p>※生活系と事業系の区分については、搬入時に確認・記録することが望ましい。一般廃棄物処理事業実態調査では、各市町村の調査結果等資料がない場合、収集形態等を勘案して推定し、その数量を計上するようになっている。</p> <p style="padding-left: 2em;">(推定例) 生活系ごみ = 直営収集ごみ + 委託収集ごみ 事業系ごみ = 許可業者収集ごみ + 直接搬入ごみ</p>	

[参考] 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(平成22年6月)

法令等の略称

本計画内では、関係する法令等を次のように略称で示します。

略称	正式名称
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理法基本方針	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
大阪湾フェニックス	大阪湾広域臨海環境整備センター

も く じ

第1章	計画の目的と内容	1
1	計画の概要	1
2	計画策定の目的と位置付け	2
3	計画対象区域	5
4	計画目標年次	5
5	関連計画等の動向	6
第2章	地域の概況	14
1	自然的概況	14
2	社会的概況	17
第3章	ごみ処理の状況	24
1	ごみ処理体制	24
2	ごみ排出量の実績	30
3	ごみの収集・運搬	37
4	中間処理	38
5	最終処分	39
6	ごみの減量・再利用の状況	40
7	ごみ処理事業経費	45
第4章	ごみ処理の評価と課題	46
1	平成21年度一般廃棄物処理基本計画の実績と評価・課題	46
2	課題の抽出	51
第5章	ごみ処理基本計画	54
1	計画の基本理念・基本方針	54
2	人口の見通し	56
3	ごみの種類別の排出量予測	57
4	計画の目標	61
5	施策と市民・事業者の取り組み	65
6	計画の進行管理	83

第1章 計画の目的と内容

1 計画の概要

現在のごみ問題は、ごみによる環境への影響の懸念、ごみ処理費用の増加など深刻化しており、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから循環型社会への転換が求められています。

循環型社会とは、ごみを減らして限りある資源を繰り返し利用していく社会のことです。「発生抑制」（リデュース）、「再使用」（リユース）、「再生利用」（リサイクル）の「3R」は重要なことです。ごみを出さないような工夫をすることで、ごみを減らし、豊かな自然環境を守っていくことが必要です。

橋本市（以下「本市」という。）では、「花と緑のリサイクル事業」などの様々な取り組みの実施により、ごみの減量やリサイクルを進めているところです。

このような状況から、本市では、長期的・総合的視点に立ち、更なるごみの減量化・再生利用及び適正処理を推進していきます。今後実施する各種施策並びに事業については、この「橋本市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、三者協働のもとに目的とする循環型社会の構築を目指します。



国城山から見た本市の風景

[出典] 橋本市ホームページ

2 計画策定の目的と位置付け

「一般廃棄物処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定により義務づけられている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画です。また、この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

「一般廃棄物処理計画」は、長期的視野に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、この基本計画に基づき単年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）の 2 つを併せたものを指し、それぞれごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

本計画は一般廃棄物処理基本計画のごみ編であり、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年環境省）に準拠するものです。同指針では、一般廃棄物処理基本計画はおおむね 5 年ごとに「改定」するほか、計画策定の条件となる諸条件に大きな変動があった場合は「見直し」を行うことが適切であると示されています。

本市は、平成 18 年度にごみ処理基本計画を策定していますが、平成 21 年度における焼却処理及びリサイクル業務の橋本周辺広域市町村圏組合への移行によりごみ処理体制が大きく変更したため、平成 21 年度に見直しています。（平成 21 年度に策定したごみ処理基本計画を、以下「前基本計画」という。）

今回の本計画の策定は、平成 18 年度から 5 年を経過していることから、「改定」するものです。



[作] High Moon (京エコロジーセンター館長 高月 紘)

参考：法令に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項

○廃棄物処理法第6条第1項

市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない

○廃棄物処理法第6条第2項

- 1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

○廃棄物処理法第6条第3項

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて策定する基本構想との整合

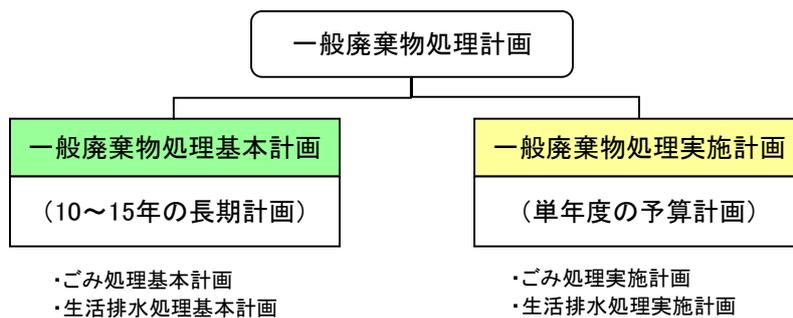
○廃棄物処理法第6条第4項

- ・ 関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画との調和

○廃棄物処理法施行規則第1条の3

- ・ 目的に応じて以下の計画を定める

- 1) 基本事項を定める . . . 「一般廃棄物処理基本計画」
- 2) 実施のために必要な各年度の事業計画 . . . 「一般廃棄物処理実施計画」



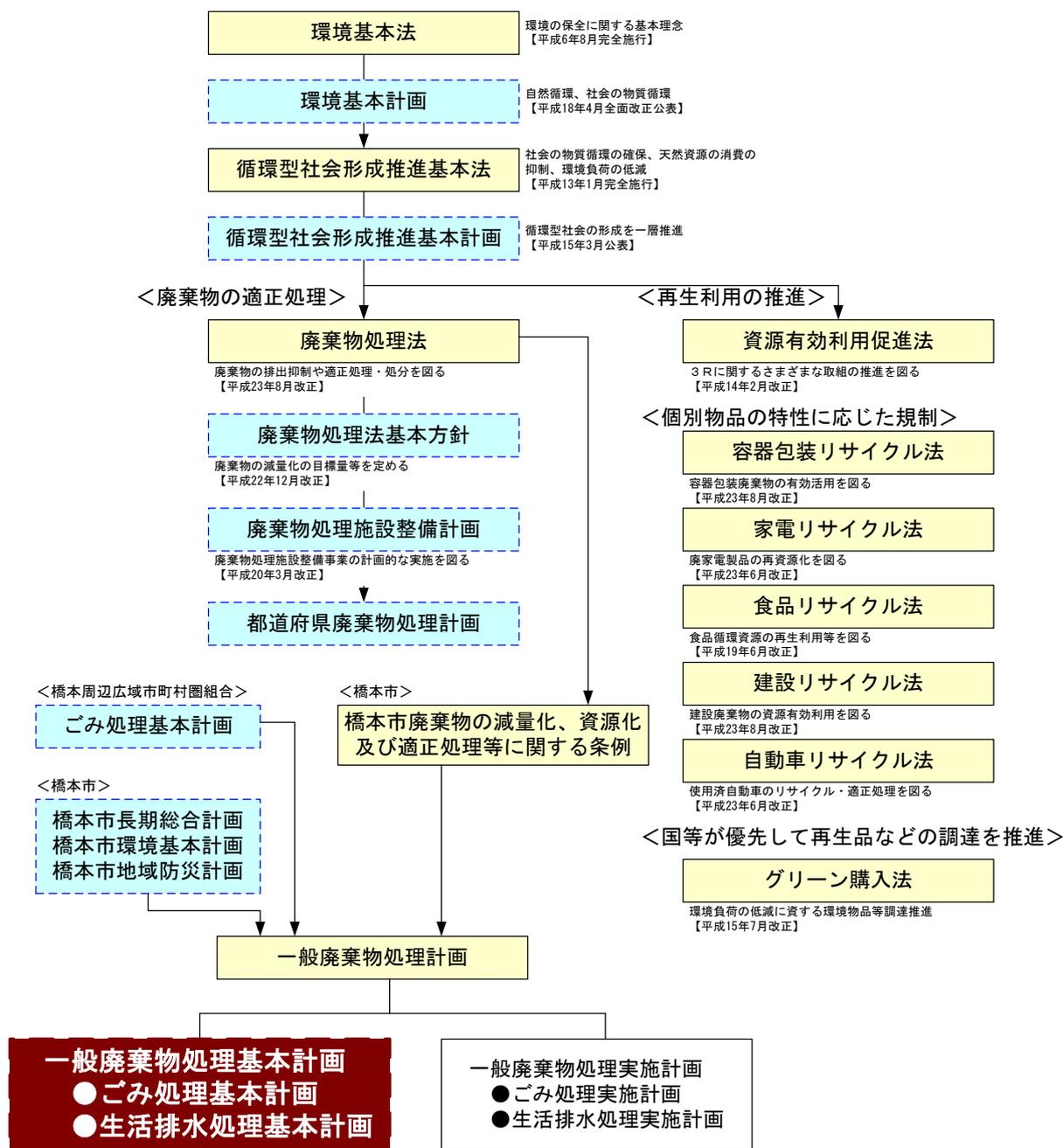


図 1.1 一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係

3 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

4 計画目標年次

ごみ処理基本計画策定指針（環廃対発第 08619001 号、平成 20 年 6 月 19 日）によると、計画目標年次は原則として計画策定時より 10 年～15 年程度とされており、必要に応じて中間目標年次を定めることとされています。なお、社会情勢や法律などの改正、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行うものとします。

このようなことから、本計画の計画目標年次と計画期間を次のように定めま
す。計画目標年次では、本計画の改定を行うものとします。

ごみ処理基本計画の経緯として、旧橋本市と旧高野口町の合併に伴い平成 18 年 10 月に策定しました。その後、橋本周辺広域市町村圏組合の広域処理への移行に伴い平成 21 年 7 月に見直しました。今回のごみ処理基本計画は、平成 18 年 10 月のごみ処理基本計画策定から 5 年を経過していますので、改定します。

計画目標年次	平成 28 年度
計画期間	平成 24 年度～平成 28 年度

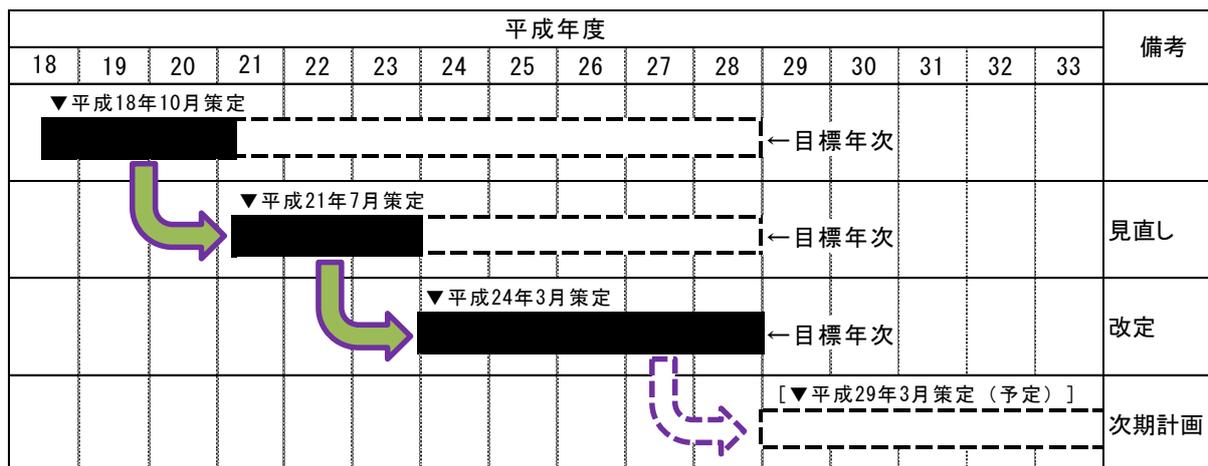


図 1.2 計画期間と計画目標年次

5 関連計画等の動向

1) 国の関連計画

(1) 循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月）

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「発生抑制」（リデュース）→「再使用」（リユース）→「再生利用」（リサイクル）→「熱回収」→「適正処分」と定めています。

この法律を受け、循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物排出量は生活系ごみと事業系ごみに大別されることから、一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標として、①国民・事業者双方に係るもの、②国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するもの、③事業系ごみ全体の減量化に係るものの3つが設定されています。この指標を表 1.1 に示します。

表 1.1 一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標

項目	概要
策定年	・平成 20 年 3 月閣議決定
基準年	・基準年：平成 12 年度
目標年	・目標年：平成 27 年度
目標値	・平成 27 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量を、現状（平成 12 年度）に対し 10%削減する。 ・平成 27 年度の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量を、現状（平成 12 年度）に対し 20%削減する。ただし、資源ごみ・集団回収を除く。 ・平成 27 年度の事業系ごみ排出量を、現状（平成 12 年度）に対し 20%削減する。

[出典] 「循環型社会形成推進基本計画」（平成 20 年 3 月）

(2) 廃棄物処理法基本方針（平成 22 年 12 月）

廃棄物処理法基本方針では、一般廃棄物の減量化目標値として、表 1.2 に示す 3 つが設定されています。

表 1.2 一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標

項目	概要
策定年	・平成 13 年 5 月（改正：平成 22 年 12 月）
基準年	・平成 19 年度
目標年	・平成 27 年度
目標値	・排出量：現状（平成 19 年度）に対し、平成 27 年度の排出量を約 5%削減する。 ・再生利用率：25% ・最終処分量：現状（平成 19 年度）の約 22%削減する。

※「排出量」：計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

[出典] 廃棄物処理法基本方針（平成 22 年 12 月）

(3) 廃棄物処理施設整備計画（平成 20 年 3 月）

廃棄物処理法を受けて、国からの廃棄物処理施設整備計画では、ごみの適正な循環的利用を推進するため、リサイクル施設の整備を進めることやごみの直接埋立を原則として廃止するよう努めることなどを示し、関係する目標値としては表 1.3 に示す 3 つが設定されています。

表 1.3 廃棄物処理施設整備計画における目標値

項目	概要
策定年	・平成 20 年 3 月閣議決定
基準年	・平成 19 年度（見込み）
目標年	・平成 24 年度
目標値	・排出量：現状（平成 19 年度見込み）のごみ排出量（約 5,200 万 t）を、平成 24 年度に約 5,000 万 t（約 3.8%減）まで削減する。 ・リサイクル率：現状（平成 19 年度見込み）のリサイクル率（20%）を、平成 24 年度に 25%まで向上させる。 ・ごみ減量処理率：概ね 100%とする。

※「排出量」：計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

[出典] 「廃棄物処理施設整備計画」（平成 20 年 3 月）

2) 和歌山県の関連計画

(1) 和歌山県ごみ処理広域化計画（平成 16 年 7 月）

和歌山県では、平成 9 年 1 月に国が策定したダイオキシン類新ガイドラインに従い、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の抑制のため、県内市町村が互いに連携・協力することにより、広域的な観点からごみ処理体制を構築していくための指針として、「和歌山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

この中で、本市は、かつらぎ町、九度山町、高野町とともに「橋本広域ブロック」に属しています。橋本広域ブロックでは、広域的な可燃ごみ処理施設が整備され、平成 21 年 8 月から稼働開始されました。また、本市の最終処分場については当面継続使用するものとし、大阪湾フェニックスへの搬入も継続するものとされています。

(2) 和歌山県廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月）

環境大臣の定める基本方針をもとに、上乗せ目標値として表 1.4 に示す 3 つが設定されています。

表 1.4 和歌山県廃棄物処理計画における目標値

項目	概要
策定年	・平成 19 年 3 月
基準年	・平成 17 年度
目標年	・平成 22 年度
目標値	・排出量：現状（平成 17 年度）に対し、平成 22 年度の排出量を約 1%削減する。 ・再生利用率：26% ・最終処分量：現状（平成 17 年度）の 43%減量化する。

[出典] 「和歌山県廃棄物処理計画」（平成 19 年 3 月）

3) 橋本周辺広域市町村圏組合の関連計画

(1) ごみ処理基本計画（平成 18 年 3 月）

橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理基本計画における努力目標としては、表 1.5 に示す 3 つが設定されています。

**表 1.5 橋本周辺広域市町村圏組合の
ごみ処理基本計画における努力目標値**

項目	概要
策定年	・平成 18 年 3 月
基準年	・平成 16 年度
目標年	・平成 28 年度
目標値	・排出量 : 現状（平成 16 年度）に対し、平成 28 年度の排出量を 6.3%削減する。 ・再生利用率 : 27.8% ・最終処分量 : 現状（平成 16 年度）の約 63%削減する。

[出典] 「橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理基本計画」（平成 18 年 3 月）

(2) 橋本・伊都地域循環型社会形成推進地域計画（平成 18 年 5 月）

本市、かつらぎ町、九度山町、高野町及び橋本周辺広域市町村圏組合は、連名により循環型社会形成推進地域計画を環境省に提出しており、表 1.6 に示す 3 施設の整備について環境省の交付金の内示を得ています。

表 1.6 整備する処理施設

整備施設	主体	処理能力	事業期間（予定）
リサイクルセンター	橋本周辺広域市町村圏組合	46t/日	H18～H20
熱回収施設	橋本周辺広域市町村圏組合	101t/日	H18～H20
建設用地造成※	橋本周辺広域市町村圏組合	約 4.6ha	H18
最終処分場	高野町	10,000m ³	H20～H23

※リサイクルセンターおよび熱回収施設用である。

[出典] 「橋本・伊都地域 循環型社会形成推進地域計画」（平成 23 年 3 月）

4) 本市の関連計画と関係条例等

(1) 橋本市長期総合計画（平成 20 年 3 月）

橋本市長期総合計画は、基本方針のひとつとして「循環型社会の形成」があり、ごみの減量化やリサイクルの推進とともに環境教育や美化活動を促進すること、広域行政のもと効率的な廃棄物処理に努めること、最終処分場の新たな整備に努めることが示されています。具体的な計画を表 1.7 に示します。

表 1.7 橋本市長期総合計画（抜粋）

第3章 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

第1節 循環型社会を形成する

2. 環境衛生

減量化、再使用、再生利用の推進

- 使い捨て容器の使用削減、過剰包装の防止、買い物袋の持参などの取り組みや、家庭・事業所・行政での紙類やビン類等の再使用を促進します。
- 容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図るとともに、家電リサイクル法等に基づき、リサイクルを推進する家電業者・小売業者・消費者にそれぞれの役割を周知します。
- 資源循環型の社会形成に向けた意識の醸成を図るため、学校教育・社会教育での環境学習の推進、環境ボランティア活動等を促進します。
- まち全体で3R（Reduce:減量化、Reuse:再使用、Recycle:再生利用）運動を展開するため、ごみに関する広報活動や市民との協働による啓発活動の充実に努めます。
- ごみの減量化や再生利用を図るため、生ごみ処理機器購入に対する助成を行うとともに、生ごみ処理機器を活用し、家庭から出される生ごみを花や野菜の栽培に堆肥として再生利用する花と緑のリサイクル事業を推進します。

適切な処理の推進

- 広域ごみ処理施設建設に伴い、効率的な収集体制や適正な料金体系に見直します。
- 広域行政における一般廃棄物処理施設を核として、ごみの分別やリサイクルを推進するなど、ごみの排出抑制と効率的な廃棄物処理に努めます。
- 新たな広域ごみ処理施設の建設に伴う現処理施設撤去後の跡地については、地元住民との合意形成を図りながら、その利活用について検討します。
- 現在の一般廃棄物最終処分場は容量の限界に近づいていることから、新たな処分場の整備に努めます。

[出典] 「橋本市長期総合計画」（平成 20 年 3 月）

(2) 橋本市環境基本計画（平成 20 年 3 月）

橋本市環境基本計画は、長期総合計画に沿って、「一般廃棄物の減量化、再使用、再生利用の促進」及び「一般廃棄物の適正な処理の推進」が示されています。具体的な計画を表 1.8 に示します。

表 1.8 橋本市環境基本計画（抜粋）

<p>第3章 環境課題と橋本市が目指すべき方向性</p> <p>3-1 橋本市における環境の課題</p> <p>2. 生活環境に関わる課題</p> <p><u>廃棄物の適正処理</u></p> <p>橋本市においては、「もったいない」と「ごみの3R」を推進する循環型社会のまちを目指し、ごみの排出抑制や資源のリサイクルに努めています。今後、よりいっそうの循環型社会を目指して、引き続き市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進していくことが必要です。</p>
<p>第4章 橋本市の環境目標</p> <p>4-1 目指すべき環境像</p> <p>「紀の川」と共に歩む 環境創造都市「はしもと」 ～自然・文化と生活環境が調和する快適な環境の創造を目指して～</p> <p>4-2 基本目標</p> <p><u>環境にやさしい省資源・循環型のまちづくり</u></p> <p>橋本市においては、ごみの分別収集や資源リサイクルなど適正な廃棄物処理を積極的に推進し、それに伴う様々な環境悪化の防止に努めてきました。 今後も消費型社会から、よりいっそうの循環型社会への転換を目指して、引き続き、環境にやさしいまちづくりを進めて行くことが求められています。 そのため、ごみを減らす（Reduce）、物は再使用する（Reuse）、ごみの再資源化（Recycle）などの3Rへの取り組みのほか、エネルギーの効率的使用による省資源化など、市民・事業者・行政が協働して取り組みを展開していくものとします。</p>
<p>第5章 リーディング・プロジェクト</p> <p>5-1 「地球環境保全推進」プロジェクト</p> <p>2. 環境配慮型の生活を送ろう</p> <p>＜環境保全行動への参加促進と連携づくり＞</p> <ul style="list-style-type: none">・市民や事業者などに対し、環境美化活動やリサイクル活動など地域の環境保全活動への積極的な参加を促進します。・環境保全に関わる市民団体やボランティアサークルなどの活動の支援策について検討します。・環境学習や環境関連イベントの開催の充実を図ります。 <p>3. 一人ひとりが取り組もう</p> <p>＜市民の行動＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみを出さない工夫をしましょう・買い物は、買い物袋を持参しましょう・リサイクル活動や資源回収事業に協力しましょう <p>＜事業者の行動＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみを出さない工夫をしましょう・消費者に買い物袋や容器を持参するように働きかけましょう・エコ商品やリサイクル商品、リサイクル可能な商品を利用しましょう
<p>第6章 基本計画</p> <p>6-4 環境にやさしい省資源・循環型のまちづくり</p> <p><u>一般廃棄物の減量化、再使用、再生利用の推進</u></p> <p><u>一般廃棄物の適正な処理の推進</u></p> <p>（橋本市長期総合計画と同じ）</p>

[出典] 「橋本市環境基本計画」（平成 20 年 3 月）

(3) 橋本市地域防災計画（平成 19 年 6 月）

橋本市地域防災計画は、ごみ処理に関する部分において災害時においても日常的に発生する「日常型廃棄物」と倒壊家屋等の残存物等の「非日常型廃棄物」の処理について方針が示されています。具体的な計画を表 1.9 に示します。

表 1.9 橋本市地域防災計画（抜粋）

<p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">○災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、多量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。○被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県が社団法人和歌山県産業廃棄物協会と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しているので、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。 <p>2. 被害情報の収集・伝達</p> <ul style="list-style-type: none">○市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。 <p>3. 一次保管場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none">○非常時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は、できる限り分別して積み置きすることとする。 <p>4. 日常型廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none">○被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。 <p>5. 非日常型廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none">○推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無等についても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

[出典] 「橋本市地域防災計画」（平成 19 年 6 月）

(4) 関係条例等一覧

本市が定めるごみに関する条例、要綱、規程を表 1.10 に示します。

表 1.10 ごみの関係条例等一覧

- ◇橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ◇橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則
- ◇橋本市指定ごみ袋等取扱いに関する要綱
- ◇橋本市指定袋等価交換事務取扱要綱
- ◇橋本市産業廃棄物（繊維くず）指定袋取扱いに関する要綱
- ◇橋本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会要綱
- ◇橋本市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則
- ◇橋本市廃棄物減量等推進員に関する要綱
- ◇橋本市環境美化センター設置及び管理条例
- ◇橋本市資源ごみ集団回収助成金交付要綱
- ◇橋本市高野口クリーンセンター跡地利用計画検討委員会要綱
- ◇橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱
- ◇橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付要綱
- ◇橋本市ごみゼロ活動事業補助金交付要綱
- ◇橋本市事業系一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可基準要綱
- ◇橋本市事業系一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者選定審査委員会要綱
- ◇橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱
- ◇橋本市花と緑のリサイクル事業補助金交付要綱

[出典] 橋本市例規集より（平成 23 年 11 月現在）

第2章 地域の概況

1 自然的概況

1) 位置

本市の位置図を図 2.1 に示します。

本市は、和歌山県の北東端に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南及び西は伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町に接しています。和歌山市中心部、大阪市中心部への距離は、直線でもともに約 40 km です。本市の中央部には紀の川が東西に流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。



[出典] 橋本市のホームページ

図 2.1 本市の位置図

2) 気候

最寄りの観測地点であるかつらぎ地域気象観測所における降水量及び気温の推移を表 2.1 に、5 ヶ年平均の月別降水量及び平均気温を図 2.2 に示します。

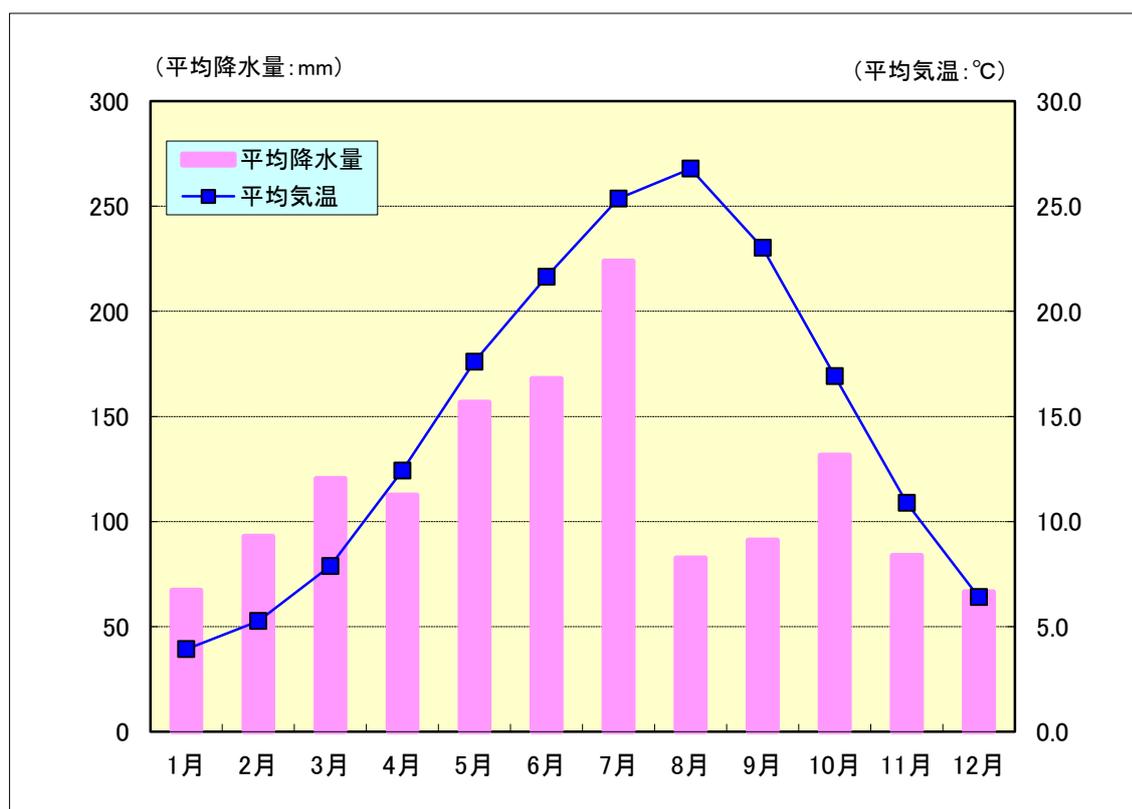
本市は、少雨温暖な瀬戸内気候に属する地域ですが、気温差が大きい内陸性気候の特徴も有している地域です。平均気温は 15℃前後、年間雨量は約 1,400mm となっています。

表 2.1 気象の状況 (5 ヶ年平均) 【かつらぎ地域気象観測所】

年月	気温(℃)			降水量 (mm)	日照時間 (h)
	平均	最高	最低		
2006	14.7	20.2	10.2	1,429.0	1,873.9
2007	15.1	20.9	10.2	1,191.0	2,128.7
2008	14.6	20.6	10.0	1,278.5	1,865.7
2009	14.8	20.8	9.9	1,438.5	1,838.8
2010	15.0	20.8	10.4	1,651.0	1,848.9
5カ年平均	14.8	20.7	10.1	1,397.6	1,911.2

※地点：かつらぎ地域気象観測所（北緯 34 度 18.6 分、東経 135 度 31.7 分、標高 142m）

[出典] 気象庁ホームページ



※地点：かつらぎ地域気象観測所（北緯 34 度 18.6 分、東経 135 度 31.7 分、標高 142m）

[出典] 気象庁ホームページ

図 2.2 気象の状況 (各月 5 ヶ年平均)

3) 水系

本市には、一級河川である紀の川本川流域と、橋本川流域、山田川流域、田原川流域、嵯峨谷川流域等の支川流域で形成されています。本市にとって母なる川といえる紀の川は、日本最多雨地帯として知られる大台ヶ原にその源を發し、紀伊半島の中部を西流し、和歌山市において紀伊水道に注いでいます。その流域は、大半が山地で占められ、奈良県、和歌山県にまたがる流域面積は1,750km²、流路延長は136kmとなっています。

[出典] 「橋本市環境基本計画」(平成20年3月)

4) 植生

本市の植生は、市域北部の丘陵地及び市域南部の山地におけるスギ、ヒノキ、サワラ等の常緑針葉樹林と、市域中央部の水田雑草群落から構成されています。また、市域南部には、一部モチツツジ-アカマツ群落が見られるとともに、市全域にはコナラなどの広葉樹林も点在しています。市域全体に占める林野率は、約60%であり、そのうち人工林が65%を占めています。

[出典] 「橋本市環境基本計画」(平成20年3月)

5) 動物

本市における学術上価値の高い生物として、昭和40年代には、紀見峠周辺地区に、ギフチョウ、ナガボシカメムシ、フサヒゲサシガメ、ウラナミアカシジミなど県下で極めて少ないものが生息し、ハッチョウトンボの県下唯一の産地との報告がありましたが、現在では、その数もさらに減少、あるいは絶滅したものと考えられます。

また、昭和56年発行の第2回自然環境保全基礎調査(環境庁)によると、指標昆虫類であるムカシトンボ、ムカシヤンマ、ハッチョウトンボ、ハルゼミの生息が、絶滅危惧種としてナニワトンボの生息が報告されています。

さらに、淡水魚類では、ニッポンバラタナゴ、アユカケ(カマキリ)、アブラハヤの生息が報告されているほか、哺乳類では、イノシシ、キツネ、タヌキが生息するという情報が得られています。

[出典] 「橋本市環境基本計画」(平成20年3月)

2 社会的概況

1) 人口の推移

(1) 行政区域内人口

本市の行政区域内人口等の推移を表 2.2 に示します。

本市の人口は、平成 12 年以降減少しており、平成 22 年で 66,361 人、平成 12 年比で約 4 千人減となっています。また、世帯数は増加を続けており、平成 22 年で 23,468 戸となっています。

表 2.2 行政区域内人口等の推移

	単位	H. 2	H. 7	H. 12	H. 17	H. 22
人口	人	62,156	69,329	70,469	68,529	66,361
世帯数	戸	17,547	20,655	22,164	22,860	23,468

[出典] 国勢調査 (各年 10 月 1 日)

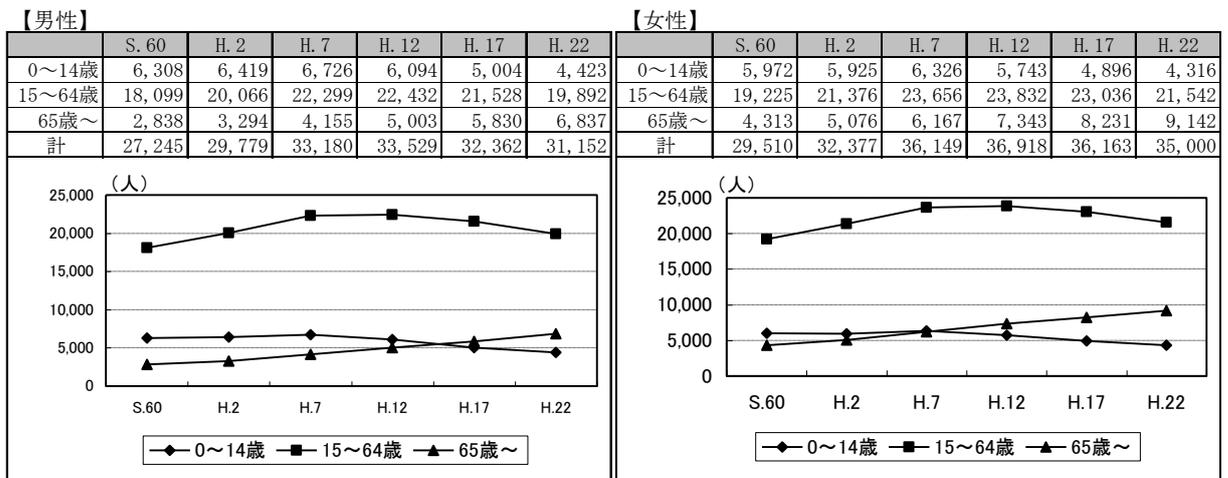
(2) 男女別年齢構成別人口

国勢調査における昭和 60 年から平成 17 年までの男女別年齢構成別人口の推移を図 2.3 に示します。

0～14 歳の年少人口は、男女ともに平成 7 年以降は減少傾向となっており、男性では平成 17 年、女性では平成 12 年にそれぞれ老齢人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進んでいます。

15～64 歳の生産年齢人口は、男女ともに平成 12 年以降減少してきています。

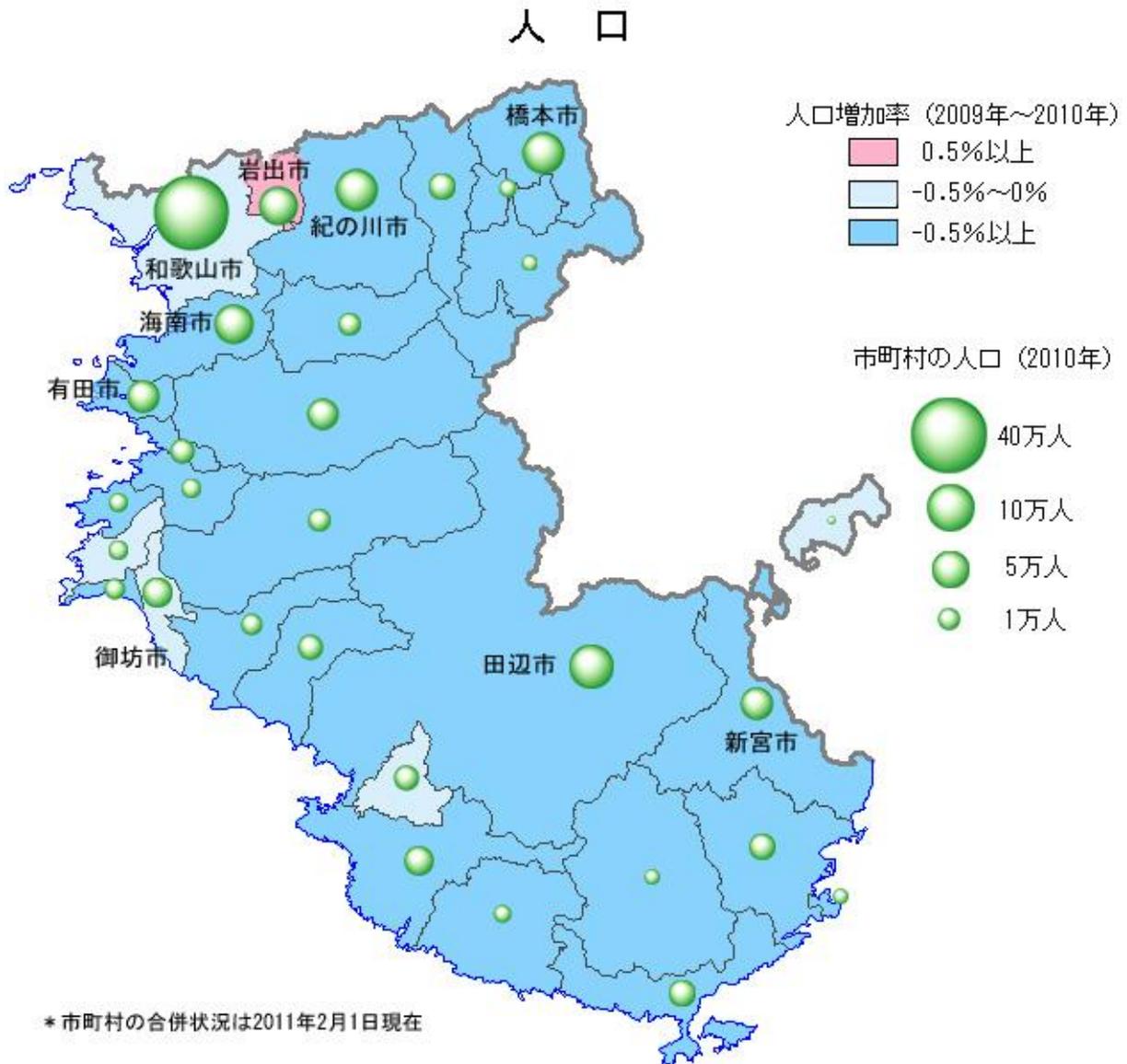
65 歳以上の老齢人口は男女ともに増加を続けており、昭和 60 年に対して平成 17 年では男女ともに約 2 倍の人口となっています。



[出典] 国勢調査/橋本統計要覧 2008 年度版

図 2.3 男女別年齢構成別人口の推移

和歌山県内の人口動態を図 2.4 に示します。その人口動態をみると、本市は、ほとんどの市町村と同様に減少しているのがわかります。



[出典] 帝国書院ホームページ

図 2.4 和歌山県内の人口動向

2) 産業

国勢調査における平成 17 年の産業別集合人口を表 2.3 及び図 2.5 に示します。

就業人口は、市全体で 31,589 人となっています。就業比率では、「卸売・小売業 (17.8%)」、「製造業 (16.6%)」、「サービス業 (11.9%)」の順に多くなっています。

表 2.3 産業別就業人口 (平成 17 年)

	産業分類	就業人口(人)	就業比率(%)
第1次産業	農 業	2,374	7.5
	林 業	31	0.1
	漁 業	4	0.0
第2次産業	鉱 業	5	0.0
	建設業	1,938	6.1
	製造業	5,252	16.6
第3次産業	電気ガス熱供給・水道業	266	0.8
	情報通信業	490	1.6
	運輸業	1,436	4.5
	卸売・小売業	5,613	17.8
	金融保険業	812	2.6
	不動産業	295	0.9
	飲食店・宿泊業	1,200	3.8
	医療・福祉	3,545	11.2
	教育・学習支援業	1,955	6.2
	複合サービス業	534	1.7
	サービス業	3,745	11.9
	公務	1,469	4.7
	分類不能	625	2.0
	合計	31,589	100.0

[出典] 国勢調査

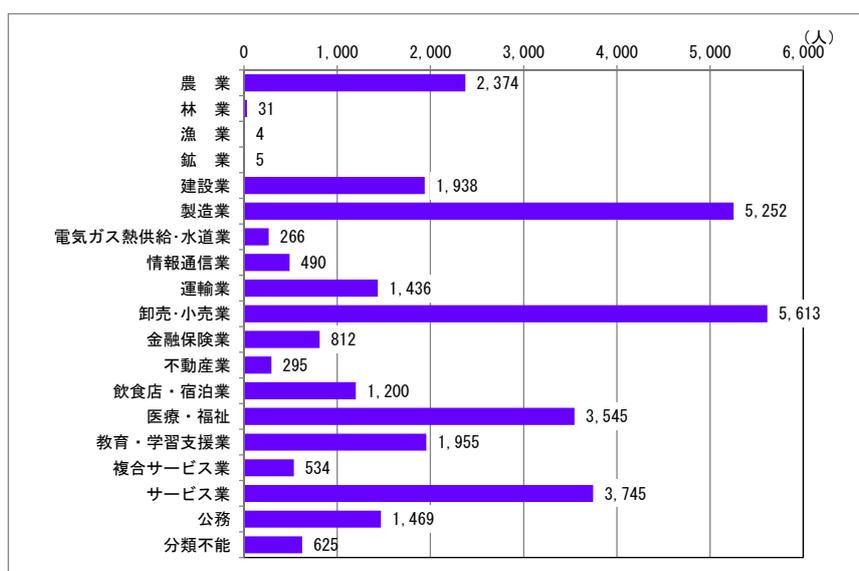
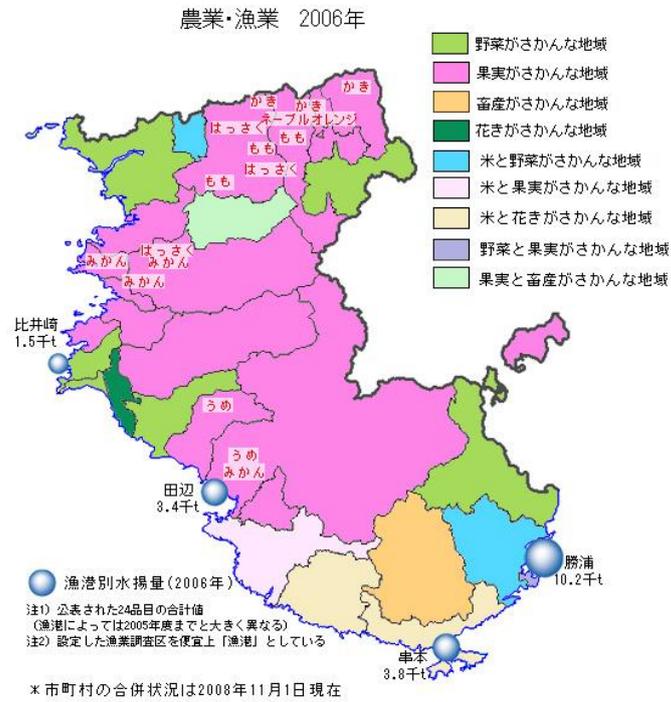


図 2.5 産業別就業人口 (平成 17 年)

和歌山県内の農業・漁業及び工業の様子を図 2.6 に示します。本市は、果樹（かき）栽培がさかんな地域です。



[出典] 帝国書院ホームページ

図 2.6 和歌山県内の農業・漁業及び工業の状況

4) 土地利用

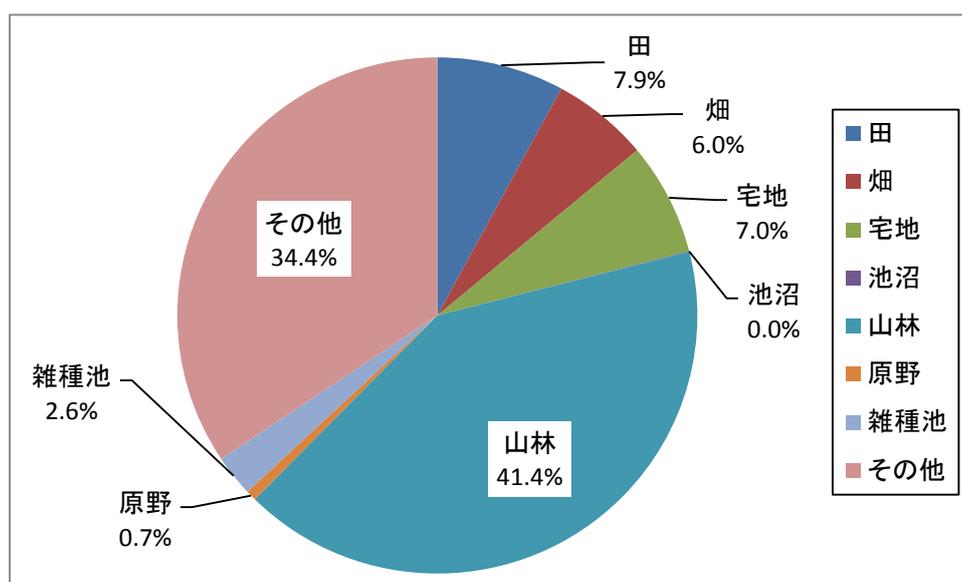
本市の総面積と地目別面積を表 2.4 に、地目別面積比を図 2.8 に示します。

本市は、市の中央部を東西に紀の川が流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっています。本市の総面積は 130.31km² であり、市域の 41.4% を山林、田が 7.9%、宅地が 7.0% を占めています。

表 2.4 本市の総面積と地目別面積

単位：km ²								
市総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種池	その他
130.31	10.31	7.86	9.17	0.05	53.90	0.86	3.37	44.79

〔出典〕和歌山県統計年鑑【平成 22 年刊行】



〔出典〕和歌山県統計年鑑【平成 22 年刊行】

図 2.8 地目別面積比

5) 史跡・名勝、文化財

本市の史跡・名勝には、「陵山古墳」（古佐田）、「神野々廃寺塔跡」（神野々）、「名古曾廃寺跡」（名古曾）、「信太神社の樟樹」（高野口町九重）、「玉川峡」（北宿、南宿ほか）があります。

また、文化財には、国宝の「人物画像鏡」、重要文化財の「利生護国寺本堂」や「三彩釉骨蔵器」（通称：奈良三彩の壺）のほか、和歌山県指定文化財の「橋本の舟楽車」、「隅田八幡神社の秋祭」、「嵯峨谷の神踊り」などがあります。



みささぎやまこふん
陵山古墳



名古曾廃寺跡



信太神社の樟樹



玉川峡



利生護国寺



奈良三彩の壺



ふなだんじり
橋本の舟楽車



隅田八幡神社の秋祭



嵯峨谷の神踊り

[出典] 橋本市のホームページ

第3章 ごみ処理の状況

1 ごみ処理体制

1) ごみ行政の推移

本市が合併する以前のごみ処理・処分等に関するごみを取り巻く行政の推移を表 3.1 に示します。

本市は平成 21 年 8 月まで旧市町ごとにごみ処理を行ってきましたが、それ以降、ごみ処理の広域化として、橋本周辺広域市町村圏組合の「橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）」（焼却施設・リサイクルセンター）にて処理を開始し、現在に至っています。

表 3.1 本市におけるごみ行政の推移

年度	推 移
昭和 44	・橋本市清掃プラントが完成（旧橋本市）
昭和 48	・狼頭尾峠の埋立処分場が満杯になり、不燃物収集を一時中止（旧橋本市） ・最終処分場を確保（旧橋本市）
昭和 57	・高野口町清掃センターが完成（旧高野口町）
昭和 62	・橋本市クリーンセンターが完成（旧橋本市）
平成 4	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）が完成（旧橋本市）
平成 5	・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）の浸出水処理施設が完成（旧橋本市）
平成 10	・橋本周辺広域市町村圏組合が設立 ・橋本市クリーンセンターのダイオキシン類対策工事が完了（旧橋本市） ・高野口町清掃センターの排ガス高度処理設備が完成（旧高野口町）
平成 14	・橋本市クリーンセンターの排ガス高度処理設備が完成（旧橋本市） ・高野口町清掃センターの灰固形化設備が完成（旧高野口町）
平成 16	・高野口町清掃センターの改修工事が完了（旧高野口町）
平成 17	（・旧橋本市と旧高野口町が合併）
平成 18	・ごみ処理基本計画の策定
平成 21	・橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）が完成
平成 22	・橋本クリーンセンターと高野口クリーンセンターの解体撤去
平成 23	・ごみ処理基本計画（改定）の策定

2) 処理対象区域の状況

ごみ処理対象区域は、本市の行政区域全域です。

3) ごみの排出体制

本市のごみの排出体制を表 3.2 に示します。

生活系ごみは直営もしくは委託業者により収集するものと、市民が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。また、事業系ごみは許可業者により収集するものと、事業者が施設へ直接持ち込みを行うものがあります。その他、古紙・古布類及びアルミ缶については、市民による集団回収も行われています。

表 3.2 本市におけるごみ排出体制

分別区分	生活系ごみ	事業系ごみ
可燃ごみ	直営収集、委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
ペットボトル	委託業者収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
その他プラ製容器包装	委託業者収集、直接搬入	直接搬入
埋立ごみ	委託業者収集	(受け入れなし)
破碎選別ごみ	委託業者収集、直接搬入	直接搬入
スチール缶(食用)	直営収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
食用ビン類	直営収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
有害危険ごみ	直営収集、直接搬入	直接搬入
廃食用油	委託業者収集	(受け入れなし)
粗大ごみ(可燃)	直営収集、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
粗大ごみ(破碎選別)	直営収集、直接搬入	直接搬入
アルミ缶	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入
古紙・古布類	集団回収、直接搬入	許可業者収集、直接搬入

コラム 1 ～橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)で 処理できないもの～

本市で発生するすべてのごみが橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)で処理されるわけではありません。処理できないものとしては、テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、パソコン、オートバイなどがあります。

これらは、広域ごみ処理場では処理が困難とされているものなので、販売店や処理業者に相談して処理してもらう必要があります。

4) ごみの分別区分

本市の分別区分を表 3.3 に示します。

現在の分別区分は、平成 21 年 8 月のごみ処理の広域化に伴い統一されたものです。

表 3.3(1) 本市におけるごみの分別区分【平成 23 年度現在】(1)

分別区分	主な品目	出し方
可燃ごみ	生ごみ、汚れのひどい紙類、ビデオテープ、カセットテープ、その他プラ製容器包装排出対象品目以外の金属類を伴わない軟質プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ■可燃ごみ専用指定袋に入れて出してください。 ■台所のごみは、十分に水切りをしてから出してください。 ■紙オムツは、汚物を取り除いてから出してください。 ■30cm 以下で金属類を伴うプラスチック類や硬質プラスチック類は「破碎選別ごみ」へ出してください。
ペットボトル	飲料、酒、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん、みりん風調味料、食酢、調味料、ドレッシングタイプ調味料用ボトルのうち、PET マークの表示があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ペットボトル専用指定袋に入れて出して下さい。 ■ペットボトルマークの表示を確認して下さい。 ■キャップとラベルを取り外して中を水洗いし、水切りをしてから出して下さい。 ■取り外したキャップとラベルについては「その他プラ製容器包装」へ出して下さい。
その他プラ製容器包装	プラマークの表示があるもの（ボトル類、食品トレイ、カップ類、バック類、袋類、その他）	<ul style="list-style-type: none"> ■その他プラ製容器包装専用指定袋に入れて出して下さい。 ■二重袋で出さないで下さい。 ■プラマークの表示が無く金属類を伴わない軟らかい材質のプラスチック類については、「可燃ごみ」へ出して下さい。 ■プラマークの表示が無く 30cm 以下で金属類を伴うプラスチック類や、硬い材質で出来たプラスチック類については「破碎選別ごみ」へ出して下さい。 ■プラマークについては、箱や外袋に表示されている物もありますのでご注意下さい。 ■食べ残しや汚れがあれば取り除き、水で洗って乾かしてから出して下さい。 ■チューブ類は中身を使い切ったうえで半分に切り、中を洗ったりふきとるなどしてから出して下さい。 ■洗っても汚れのひどいものは「可燃ごみ」へ出して下さい。 ■大きな発泡スチロールなどは、砕いたうえで指定袋に入れて出して下さい。
埋立ごみ	ガラス類、陶磁器類、その他	<ul style="list-style-type: none"> ■埋立ごみ専用指定袋に入れて出して下さい。 ■割れたガラスや食器については、紙などに包んで「キケン」と書いて出して下さい。 ■食用ビン類については、埋立ごみとして出さないで下さい。
破碎選別ごみ	30cm 以下の小型家電類、金属小物類、金属類を伴うプラスチック類、硬質プラスチック類、飲料用・食品用以外の缶など (全ての品目について原則 30cm 以下のものが対象)	<ul style="list-style-type: none"> ■市が集積所に配置する破碎選別ごみ専用コンテナへ出して下さい。 ■包丁、カミソリの刃など、ケガをしやすいものは、紙に包み「キケン」と書いて出して下さい。 ■30cm を超えるものは、「粗大(破碎選別)ごみ」へ出して下さい。 ■カセットボンベ、スプレー缶は、「有害危険ごみ」へ出して下さい。

表 3.3(2) 本市におけるごみの分別区分【平成 23 年度現在】(2)

分別区分	主な品目	出し方
スチール缶 (食用)	飲料用、食品用のもの で、スチールマークの 表示がある空缶	<ul style="list-style-type: none"> ■市が集積所に配置するスチール缶（食用）専用コンテナへ出して下さい。 ■中身を出して水洗いをし、水切りをしてから出して下さい。 ■タバコの吸殻などの異物は入れないで下さい。 ■缶の種類は必ず確認して、アルミ缶とスチール缶を間違えないようにして下さい。 ■表示マークのないものは「破碎選別ごみ」へ出して下さい。
食用ビン類	飲料用、食品用のビン類（無色ビン用、茶色ビン用、その他の色のビン類）	<ul style="list-style-type: none"> ■市が集積所に配置する食用ビン類専用コンテナへ色別に分けて出して下さい。 ■ビンのふた、王冠、キャップは取り外して下さい。 ■中身を出して水で洗い異物を取り除いて下さい。 ■耐熱ガラス、陶磁器類、化粧品用のビン、ガラス食器は、「埋立ごみ」へ出して下さい。 ■農薬や劇薬物が入っていたビンは、販売店または処理業者に相談して下さい。 ■割れたビンについては、紙などに包んで「キケン」と書いて出して下さい。
有害危険ごみ	蛍光灯、乾電池、水銀体温計、電球（グロー球含む）、カセットボンベ、スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ■市が集積所に配置する有害危険ごみ専用コンテナへ出して下さい。 ■蛍光灯、体温計、電球は、購入時のケースに入れるなど割れない工夫をして出して下さい。 ■割れた蛍光灯、体温計、電球を出す際は、袋に入れてからコンテナへ出して下さい。 ■乾電池は袋に入れて出して下さい。 ■電子体温計は「破碎選別ごみ」へ出して下さい。 ■カセットボンベ、スプレー缶は使いきってから出して下さい。 ■充電式電池はリサイクル推奨品目となっていますので、不要となった場合は販売店に相談して下さい。
粗大ごみ（可燃・破碎選別）	家具類、寝具類、家電類、その他（全ての品目について1番長い辺が30cmを超えるものが対象）	<ul style="list-style-type: none"> ■1辺（1番長い辺）が1mを超えるものは、200円シールを貼付して出して下さい。 ■1辺（1番長い辺）が1m以下のものは、100円シールを貼付して出して下さい。 ■鏡部分やガラス部分は出来るだけ取り除いて下さい。 ■取り外した鏡部分やガラス部分は、「埋立ごみ」へ出して下さい。 ■テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、パソコン、オートバイについては、各種リサイクル法に定められた方法により処理して下さい。
(集団回収)	アルミ缶	<ul style="list-style-type: none"> ■中身を出して水洗いし、水切りをしてから出して下さい。
	古紙類、段ボール、古布類、飲料用紙パック、	<ul style="list-style-type: none"> ■古紙類や段ボールなどに付着しているテープ類、金具類、ビニール類は出来るだけ取り外して下さい。 ■飲料用紙パックは、中身を出して水洗いし、水切りをしてから出して下さい。

5) ごみ処理・処分の流れ

本市のごみの処理・処分の流れを図 3.1 に示します。

可燃ごみ及び粗大ごみ（可燃）は橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて焼却処理し、焼却残渣は大阪湾フェニックスへ処分委託しています。

その他の粗大ごみ（破碎選別）、缶・小型金属類、ペットボトル、有害ごみ、選別ビンは、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて破碎または選別、保管を行ったあと、民間業者へ引き渡されリサイクルされています。

また、集団回収された古紙・古布類、アルミ缶は、本市の登録を受けた資源ごみ回収業者へ直接引き渡され、リサイクルされています。

埋立ごみは、橋本市一般廃棄物処理場で埋立処分されています。

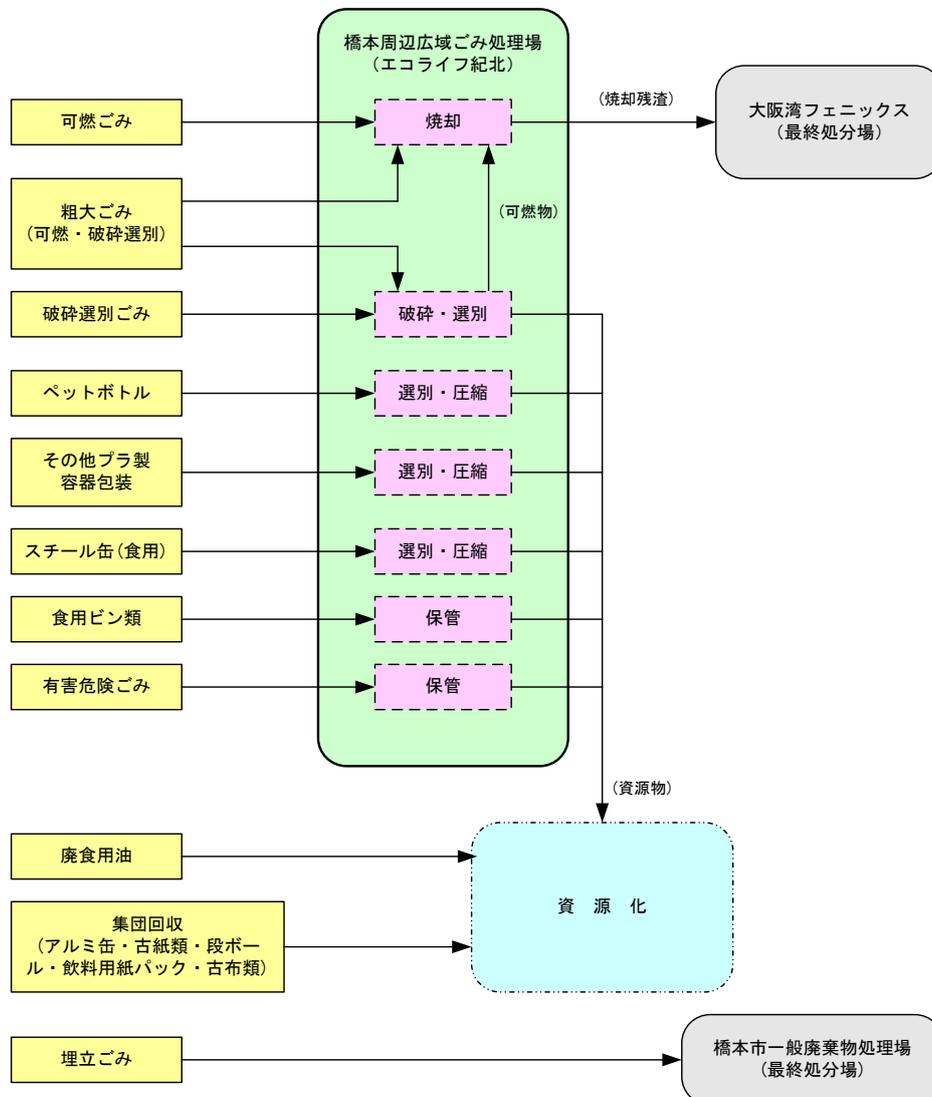


図 3.1 本市のごみ処理・処分フロー

6) ごみ処理の手数料

本市のごみ処理の手数料について、指定袋・指定シールに関しては表 3.4 に、施設への直接搬入に関しては表 3.5 に示します。

生活系ごみについては、可燃ごみ、その他プラ製容器包装、ペットボトル、粗大ごみ、埋立ごみのみ指定袋または指定シールを購入して排出することとし、事業系ごみや施設へ直接搬入されるごみについては、従量制で処理手数料を徴収することとしています。

なお、平成 21 年 8 月から橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への移行に伴い、指定袋の一部及び施設へ搬入する際の処理手数料が見直されました。

表 3.4 ごみ処理の手数料（指定袋・指定シール）

種別	区分	手数料	備考
収集ごみ (生活系ごみ)	可燃ごみ指定袋（大）	50 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	可燃ごみ指定袋（小）	30 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	その他プラ製容器包装指定袋	15 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	ペットボトル指定袋（大）	15 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	ペットボトル指定袋（小）	10 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	埋立ごみ指定袋	30 円/1 枚	1 袋 10 枚入り
	粗大ごみ（三辺が 1m 未満のもの）	100 円/1 シール	
	粗大ごみ（一辺が 1m 以上のもの）	200 円/1 シール	

[出典] 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

表 3.5 ごみ処理の手数料（施設への直接搬入）

区分	手数料	備考
生活系ごみ	50 kg まで 350 円、以降 10 kg ごとに 70 円加算	埋立ごみは受付不可
事業系ごみ	50 kg まで 500 円、以降 10 kg ごとに 100 円加算	埋立ごみは受付不可

[出典] 橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例
橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物処理手数料条例

7) 産業廃棄物の処理

現在、高野口地域の事業所から排出される繊維くずについては、産業廃棄物になりますが、「橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 18 年条例第 154 号）第 21 条の規定により、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて処理を行っています。

2 ごみ排出量の実績

本市の人口、世帯数及びごみ種類別排出量を表 3.6 に示します。

人口は年々減少しており、平成 22 年度で 68,000 人弱となっています。世帯数は年々増加しており、平成 22 年度で約 26,000 世帯となっています。

表 3.6 人口・世帯数及びごみの種類別排出量

項目／年度		H18	H19	H20	H21	H22		
人口	(人)	69,622	69,121	68,602	68,211	67,753		
世帯数	(世帯)	25,337	25,564	25,781	26,033	26,269		
総排出量	(t/年)	25,023	24,572	24,576	21,266	20,357		
生活系ごみ	(t/年)	16,816	15,553	14,848	12,499	11,876		
	可燃ごみ	(t/年)	12,031	11,127	10,774	9,736	9,647	
	資源ごみ	(t/年)	1,937	1,694	1,539	1,514	1,482	
	埋立ごみ/その他不燃物※	(t/年)	2,228	2,204	2,060	872	384	
	粗大ごみ	(t/年)	620	528	475	377	363	
	事業系ごみ・直接搬入ごみ	(t/年)	5,301	6,023	6,807	5,696	5,565	
	可燃ごみ	(生活系)	(t/年)	721	802	962	4,631	4,795
		(事業系)	(t/年)	3,273	3,981	4,304		
	資源ごみ	(t/年)	255	250	230	240	215	
	埋立ごみ/その他不燃物※	(t/年)	106	76	79	91	0	
粗大ごみ	(t/年)	946	914	1,232	734	555		
集団回収量	(t/年)	2,906	2,996	2,921	3,071	2,916		
原単位	(g/人・日)	984.73	973.92	978.80	854.21	823.19		
生活系ごみ	(g/人・日)	661.74	616.42	591.36	502.03	480.27		
	可燃ごみ	(g/人・日)	473.45	441.03	429.10	391.05	390.11	
	資源ごみ	(g/人・日)	76.21	67.14	61.29	60.82	59.92	
	埋立ごみ/その他不燃物※	(g/人・日)	87.69	87.34	82.04	35.01	15.54	
	粗大ごみ	(g/人・日)	24.39	20.91	18.92	15.15	14.69	
	事業系ごみ・直接搬入ごみ	(t/日)	14.52	16.50	18.65	15.61	15.25	
可燃ごみ	(生活系)	(t/日)	1.97	2.20	2.64	12.69	13.14	
	(事業系)	(t/日)	8.97	10.91	11.79			
資源ごみ	(t/日)	0.70	0.68	0.63	0.66	0.59		
埋立ごみ/その他不燃物※	(t/日)	0.29	0.21	0.22	0.25	0.00		
粗大ごみ	(t/日)	2.59	2.50	3.38	2.01	1.52		
集団回収量	(g/人・日)	114.36	118.75	117.07	123.35	117.90		

注 1) 「埋立ごみ」について、平成 21 年 8 月まで橋本地区の埋立ごみと高野口地域のその他不燃物の合算としました。

注 2) 表中の数値は、端数処理の関係から、本市資料の内訳や合計とは一致しない場合があります。

1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移を表 3.7 と図 3.2 に示します。

ごみ総排出量の推移は年々減少しており、平成 22 年度で年間 20,300t 程度となっており、平成 18 年度より約 2 割減少しています。特に生活系ごみの減少が大きくなっています。

平成 22 年度における総排出量（生活系＋事業系・直接搬入＋集団回収）は、前基本計画の平成 22 年度推計（目標値）に比べて約 3,400t 少なく、さらに平成 28 年度の推計（目標値）より約 800t 少なくなっています。

表 3.7 ごみ総排出量

	実績					推計(目標値)	
	H18	H19	H20	H21	H22	H22(見込)	H28(見込)
生活系	16,816	15,553	14,848	12,499	11,876	14,765	13,189
事業系・直接搬入	5,301	6,023	6,807	5,696	5,565	5,970	4,912
集団回収	2,906	2,996	2,921	3,071	2,916	3,021	3,059
合計	25,023	24,572	24,576	21,266	20,357	23,756	21,160
生活系	100.0%	92.5%	88.3%	74.3%	70.6%		
事業系・直接搬入	100.0%	113.6%	128.4%	107.5%	105.0%		
集団回収	100.0%	103.1%	100.5%	105.7%	100.3%		
合計	100.0%	98.2%	98.2%	85.0%	81.4%		

※1 上記の割合は、種類ごとに H18 を 100%とした場合の数値です。

※2 「推計(目標値)」は、前基本計画の目標値です。

[出典] 市の資料、前基本計画

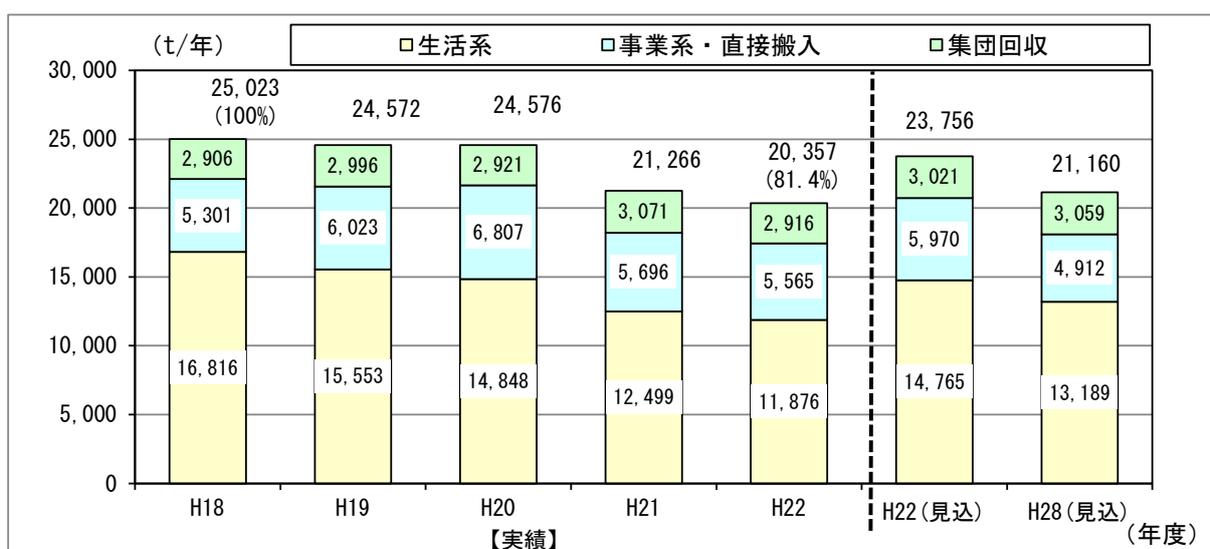


図 3.2 ごみ総排出量の推移

2) 総排出量、生活系ごみ及び集団回収の一人一日平均排出量

総排出量、生活系ごみ及び集団回収の一人一日平均排出量の推移を表 3.8 と図 3.3 に示します。

総排出量及び生活系ごみの一人一日平均排出量の推移は平成 20 年度以降減少しており、平成 22 年度実績は平成 18 年度実績と比較して、総排出量の一人一日平均排出量が約 2 割、生活系ごみの一人一日平均排出量が約 3 割程度減少しています。なお、集団回収の一人一日平均排出量は、ほぼ横ばい推移となっています。

平成 22 年度における総排出量及び生活系ごみの一人一日平均排出量は、前基本計画の平成 22 年度の推計（目標値）に比べて、それぞれ約 113g、約 107g 少なく、さらに平成 28 年度の推計（目標値）よりそれぞれ約 38g、約 57g 少なくなっています。

表 3.8 一人一日平均排出量

	実績					推計（目標値）	
	H18	H19	H20	H21	H22	H22(見込)	H28(見込)
総排出量	984.73	973.92	978.80	854.21	823.19	936.64	861.69
生活系	661.74	616.42	591.36	502.03	480.27	587.68	537.11
集団回収	114.36	118.75	117.07	123.35	117.90	120.33	124.57
総排出量	100.0%	98.9%	99.4%	86.7%	83.6%		
生活系	100.0%	93.2%	89.4%	75.9%	72.6%		
集団回収	100.0%	103.8%	102.4%	107.9%	103.1%		

※1 上記の割合は、種類ごとに H18 を 100%とした場合の数値です。

※2 「推計(目標値)」は、前基本計画の目標値です。

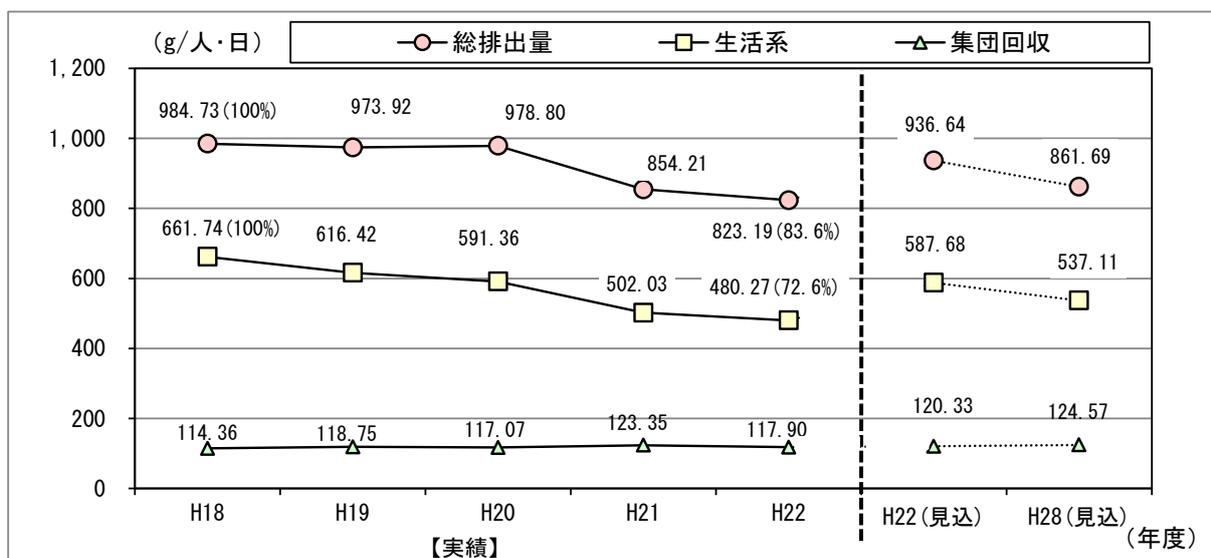
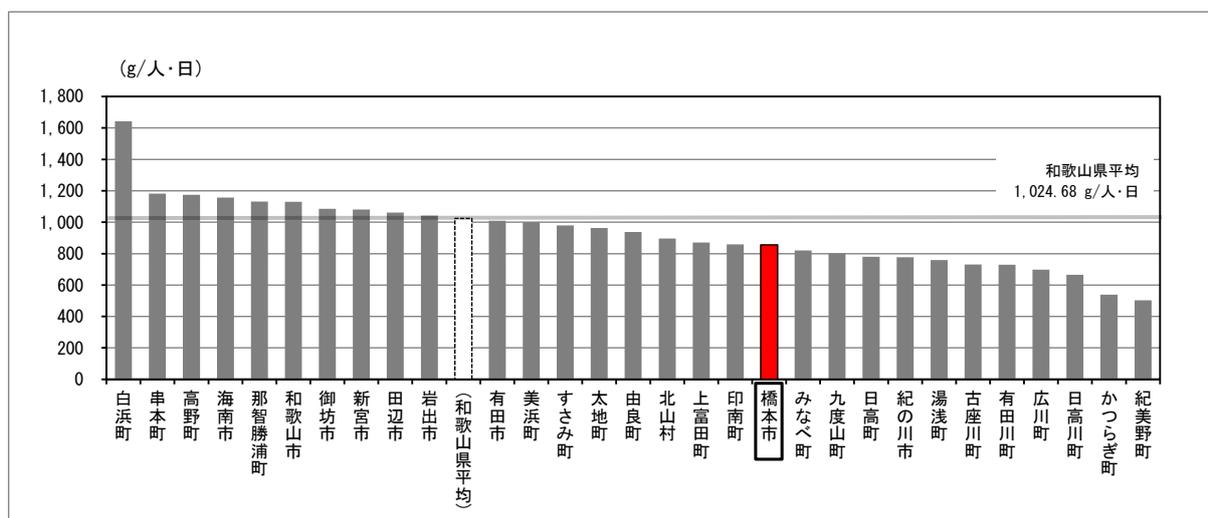


図 3.3 一人一日平均排出量の推移

和歌山県内のごみ総排出量の一人一日平均排出量（平成 21 年度）を図 3.4 と表 3.9 に示します。

本市のごみ総排出量の一人一日平均排出量は、平成 21 年度時点で県内 30 自治体中 12 番目に少なく、和歌山県平均の 1,024g/人・日と比べて本市では 856g/人・日で、約 170g/人・日少なくなっています。



[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

図 3.4 和歌山県内のごみ総排出量の一人一日平均排出量（平成 21 年度）

表 3.9 和歌山県内のごみ総排出量の一人一日平均排出量（平成 21 年度）

	ごみ排出原単位 (g/人・日)		ごみ排出原単位 (g/人・日)
白浜町	1,642.44	北山村	896.93
串本町	1,182.03	上富田町	871.35
高野町	1,175.25	印南町	858.69
海南市	1,156.18	橋本市	855.62
那智勝浦町	1,131.87	みなべ町	820.03
和歌山市	1,129.35	九度山町	801.78
御坊市	1,085.22	日高町	779.76
新宮市	1,080.48	紀の川市	777.34
田辺市	1,061.20	湯浅町	759.87
岩出市	1,042.87	古座川町	731.58
(和歌山県平均)	1,024.68	有田川町	729.81
有田市	1,009.68	広川町	697.49
美浜町	1,001.18	日高川町	664.89
すさみ町	980.13	かつらぎ町	539.30
太地町	963.57	紀美野町	503.67
由良町	937.62		

3) 総排出量及び事業系・直接搬入ごみの一日平均排出量

総排出量及び事業系・直接搬入ごみの一日平均排出量を表 3.10 と図 3.5 に示します。

総排出量の日平均排出量の推移は平成 20 年以降減少しており、平成 22 年度実績は、平成 18 年度実績と比べて約 2 割減少しています。なお、事業系・直接搬入ごみの一日平均排出量は、ほぼ横ばい推移となっています。

平成 22 年度における総排出量の日平均排出量は、前基本計画の平成 22 年度の推計（目標値）に比べて約 9t 少なく、さらに平成 28 年度の推計（目標値）より約 2t 少なくなっています。

平成 22 年度における事業系・直接搬入ごみの一日平均排出量は、前基本計画の平成 22 年度の推計（目標値）とほぼ同じ程度でした。

表 3.10 一日平均排出量

	実績					推計（目標値）	
	H18	H19	H20	H21	H22	H22(見込)	H28(見込)
総排出量	68.56	67.14	67.33	58.26	55.77	65.08	57.97
事業系・直接搬入	14.52	16.50	18.65	15.61	15.25	15.73	13.46
総排出量	100.0%	97.9%	98.2%	85.0%	81.3%		
事業系・直接搬入	100.0%	113.6%	128.4%	107.5%	105.0%		

※1 上記の割合は、種類ごとに H18 を 100%とした場合の数値です。

※2 「推計(目標値)」は、前基本計画の目標値です。

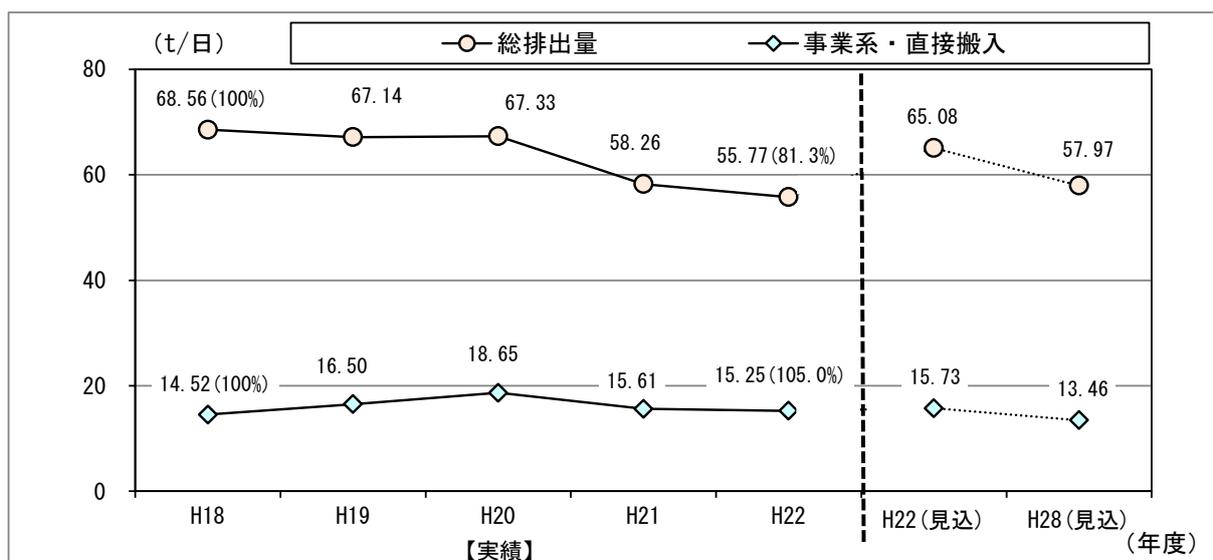


図 3.5 一日平均排出量の推移

4) 生活系ごみのごみ種類別排出量

生活系ごみのごみ種類別排出量を表 3.11 と図 3.6 に示します。

ごみ種類別の実績値をみると、すべてのごみで減少傾向にあります。平成 18 年度から平成 22 年度の実績について、生活系埋立ごみが約 83%減と最も大きく、次いで、生活系粗大ごみが約 42%減、生活系資源ごみが約 24%減の順となっています。

平成 22 年度の実績値は、前基本計画の平成 22 年度及び平成 28 年度の推計（目標値）と比べて、どの種類とも概ね同じ、もしくは低くなっています。特に、生活系資源ごみ量が平成 22 年度において大きな差異がみられます。

表 3.11 生活系ごみの種類別排出量

(生活系ごみ)	実績					推計 (目標値)	
	H18	H19	H20	H21	H22	H22(見込)	H28(見込)
可燃ごみ	12,031	11,127	10,774	9,736	9,647	11,052	9,675
資源ごみ	1,937	1,694	1,539	1,514	1,482	2,521	2,586
埋立ごみ	2,228	2,204	2,060	872	384	721	599
粗大ごみ	620	528	475	377	363	471	329
合計	16,816	15,553	14,848	12,499	11,876	14,765	13,189
可燃ごみ	100.0%	92.5%	89.6%	80.9%	80.2%		
資源ごみ	100.0%	87.5%	79.5%	78.2%	76.5%		
埋立ごみ	100.0%	98.9%	92.5%	39.1%	17.2%		
粗大ごみ	100.0%	85.2%	76.6%	60.8%	58.5%		
合計	100.0%	92.5%	88.3%	74.3%	70.6%		

※1 上記の割合は、種類ごとに H18 を 100%とした場合の数値です。

※2 「推計(目標値)」は、前基本計画の目標値です。

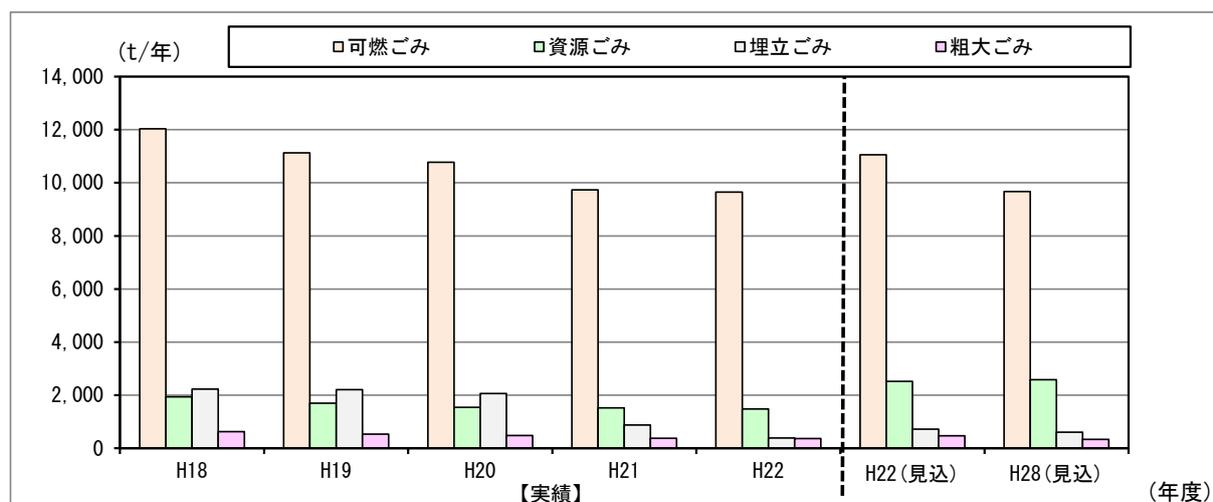


図 3.6 生活系ごみの種類別排出量の推移

5) 事業系・直接搬入ごみのごみ種類別排出量

事業系・直接搬入ごみのごみ種類別排出量を表 3.12 と図 3.7 に示します。

ごみ種類別にみると、可燃ごみと粗大ごみは、平成 20 年度まで増加していましたが、それ以降は減少したのち、ほぼ横ばいで推移しています。資源ごみはほぼ横ばいで推移しています。埋立ごみにおいては、平成 22 年度でゼロでした。

平成 22 年度の実績は、前基本計画の推計（目標値）と比較すると、可燃ごみ以外のごみは少なくなっています。

表 3.12 事業系・直接搬入ごみの種類別排出量

	実績					推計（目標値）	
	H18	H19	H20	H21	H22	H22(見込)	H28(見込)
可燃ごみ	3,994	4,783	5,266	4,631	4,795	4,479	3,584
資源ごみ	255	250	230	240	215	480	215
埋立ごみ	106	76	79	91	0	22	18
粗大ごみ	946	914	1,232	734	555	989	1,095
合計	5,301	6,023	6,807	5,696	5,565	5,970	4,912
可燃ごみ	100.0%	119.8%	131.8%	115.9%	120.1%		
資源ごみ	100.0%	98.0%	90.2%	94.1%	84.3%		
埋立ごみ	100.0%	71.7%	74.5%	85.8%	0.0%		
粗大ごみ	100.0%	96.6%	130.2%	77.6%	58.7%		
合計	100.0%	113.6%	128.4%	107.5%	105.0%		

※1 上記の割合は、種類ごとに H18 を 100%とした場合の数値です。

※2 「推計(目標値)」は、前基本計画の目標値です。

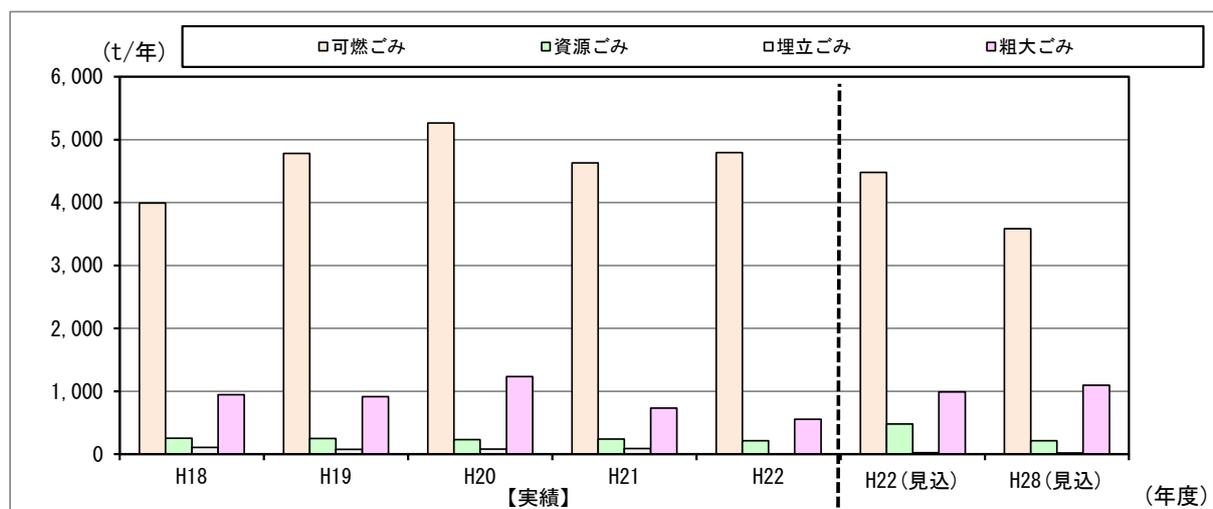


図 3.7 事業系・直接搬入ごみの種類別排出量の推移

3 ごみの収集・運搬

1) 収集区域

ごみ収集区域は、本市の行政区域全域です。

2) 収集・運搬体制

本市の収集・運搬体制を表 3.13 に示します。

可燃ごみとペットボトルは週に 2 回収集、粗大ごみ（可燃・破碎選別）は 2 ヶ月に 1 回としていますが、それ以外のごみは月に 1 回となっています。

また、地区単位で可燃ごみの減量化に取り組み、収集回数を週に 1 回としている地区・自治会に対しては、「橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱」（平成 18 年告示第 342 号）の規定により奨励金を交付しており、インセンティブを活用した地区単位での減量化に取り組んでいます。

表 3.13 収集・運搬体制（平成 23 年度）

分別区分	排出方法	収集頻度	収集・運搬主体
可燃ごみ	専用指定袋	週に 1~2 回	直営、委託業者
ペットボトル	専用指定袋	月に 2 回	委託業者
その他プラ製容器包装	専用指定袋	週に 1 回	委託業者
埋立ごみ	専用指定袋	2 ヶ月に 1 回	委託業者
破碎選別ごみ	水色コンテナ	月に 1 回	委託業者
スチール缶(食用)	オレンジ色コンテナ	月に 1 回	直営
食用ビン類	無色ビン：灰色コンテナ 茶色ビン：茶色コンテナ その他のビン：緑色コンテナ	月に 1 回	直営
有害危険ごみ	黒色コンテナ	月に 1 回	直営
粗大ごみ(可燃)	専用シール	2 ヶ月に 1 回	直営
粗大ごみ(破碎選別)	専用シール	2 ヶ月に 1 回	直営
廃食用油	黒色コンテナ	月に 1 回	委託業者

コラム 2 ~可燃ごみの収集回数を軽減している世帯~

「橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱」を利用している各区・自治会は、平成 23 年度現在で、71 地区・10,929 世帯が対象となっており、本市の世帯数（26,269 世帯[H23.3 末]）の約 4 割を占めています。

4 中間処理

中間処理は、橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて処理を行っています。その施設の概要を表 3.14 に示します。

表 3.14 中間処理施設の概要

施設名称	橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）【焼却施設・リサイクル施設】
所在地	橋本市高野口町大野 1827 番地の 28
構成市町	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
敷地面積	約 58,000m ²
供用開始	平成 21 年 11 月
延床面積	○焼却施設：6,017m ² ○リサイクル施設：4,205m ² ○管理棟：1,170m ²
施設概要	【焼却施設】 ○施設規模・・・101t/日(50.5t/日・炉×2炉) [24h] ○処理方式・・・全連続燃焼式ストーカ炉 【リサイクル施設】 ○施設規模・・・46.4t/日 [5h]



[出典] 橋本周辺広域市町村圏組合 広報 Vol.9 (平成 22 年 3 月発行)

5 最終処分

本市の最終処分場としては、橋本市一般廃棄物処理場が供用中であり、その概要を表 3.15 に示します。

橋本市一般廃棄物処理場では、埋立ごみのみを埋立処分しています。なお、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）から搬出される焼却残渣は、大阪湾フェニックスへ処分を委託しています。

橋本市一般廃棄物処理場は、平成 19 年度の延命化工事とその他プラ製容器包装の資源化及び埋立ごみ量の減少により当面埋立ができます。

表 3.15 最終処分場の概要

施設名称	橋本市一般廃棄物処理場
所在地	橋本市彦谷上ノ滝谷 752-7 番地 外
敷地面積	22,800m ²
埋立面積	17,500m ²
埋立容量	141,650m ³ （延命化対策後）
供用開始	平成 5 年 4 月
埋立対象物	ガラス類、陶磁器類

6 ごみの減量・再利用の状況

1) ごみの発生抑制

本市では、ごみゼロを目指して減量及びリサイクルに取り組むための研修会、学習会、講演会、調査研究等の事業を地区区長会や区、自治会が行う場合、事業の経費の一部について補助金を交付しています。その補助制度の概要を表 3.16 に示します。

なお、この制度を活用した団体は、その成果を報告するとともに、依頼があれば「橋本市衛生自治会大会」等のイベントで事業内容を発表することとなります。

表 3.16 ごみゼロ活動事業補助金の概要

対 象 者	地区区長会、区、自治会
対 象 事 業	○「ごみゼロ」を目指し減量及びリサイクルに取り組むための事業 ○研修会、学習会、講演会、調査研究等の事業 ○他の地区区長会、区、自治会のモデルとなるような事業 ○将来的にごみの減量化や経費削減効果が期待できる事業
対 象 経 費	講師等の謝金、旅費、消耗品費、会場等の使用料、通信運搬費、印刷費等
補 助 額	1 件につき 10 万円

[出典] 「橋本市ごみゼロ活動事業補助金交付要綱」 (平成 18 年告示第 134 号)

2) 家庭における生ごみの堆肥化

本市では、生ごみ等の自家処理を促進し、ごみの減量またはリサイクルを図ることを目的として、一般家庭から排出される生ごみ等を減量または堆肥化するために、生ごみコンポスト容器や生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付しています。その助成制度の概要を表 3.17 に示します。

表 3.17 生ごみ処理機器購入助成制度の概要

対 象 者	市民（事業所を除く）であり、市内で設置し、継続的に使用する者
対 象 機 器	生ごみ等の減量または堆肥化を行い、リサイクルする目的で購入する処理機器（ディスポーザーを除く）
補 助 比 率	購入額（消費税・附帯設備を除く）の 2 分の 1 （100 円未満切捨て）
上 限 額	3 万円
特 例 措 置	橋本市と覚書を締結し、地区全体で半年以内に可燃ごみの収集回数を週 1 回以下にする地区の非農家より申請があった場合は、購入額の 5 分の 4、上限額 4 万円
補 助 基 数	電気式生ごみ処理機は、1 世帯につき 1 台

[出典] 「橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱」 (平成 18 年告示第 132 号)

補助基数の実績を表 3.18 に示します。

この助成制度は合併前の旧市町でも行われており、旧橋本市では、平成 3 年度から屋外用コンポスト容器の助成を開始し、平成 7 年度には屋内用コンポスト容器を、平成 12 年度には生ごみ処理機器（主に電気式）を対象に追加しました。また、旧高野口町では平成 13 年度から電気式生ごみ処理機器の助成を開始しました。合併後も一部条件を変更して継続しています。

生成された堆肥の使用用途がない場合は、市役所及び地区公民館に設置された回収ボックスで回収し、本市が花壇等に利用しています。

表 3.18 補助基数の実績

項目／年度	H18	H19	H20	H21	H22
補助件数（基）	216	336	341	461	74
累計（基）	6,823	7,159	7,500	7,961	8,035

※ 累計は、助成開始（旧橋本市が平成 3 年度、旧高野口町が平成 13 年度）からの数値を示します。

3) 生ごみ堆肥化・減量化の集団実施と可燃ごみ収集回数の軽減

本市では、区または自治会において集団的に生ごみの堆肥化や減量化を行い、可燃ごみの収集回数を通常の週 2 回から週 1 回に軽減する場合、当該区または自治会内の世帯数に応じて、区または自治会に対して奨励金を交付しています。その奨励制度の概要を表 3.19 に示します。

表 3.19 生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金の概要

対 象 者	区、自治会
対 象 活 動	○8 割以上の世帯で衛生的かつ継続的に生ごみを堆肥化・減量化する ○堆肥化・減量化された生ごみを有効に活用する ○可燃ごみの収集を週 1 回以下とする
奨 励 額	区、自治会内の世帯数×年額 1,200 円

[出典] 「橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱」（平成 18 年告示第 342 号）

4) 資源ごみの分別収集

分別収集した資源ごみは、橋本周辺広域市町村圏組合の橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて選別などの処理を行い、資源化しています。その概要を表 3.20 に示します。

表 3.20 資源ごみの分別収集と資源化工程

分別区分	収集形態	一次処理	二次処理
ペットボトル	委託業者	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
その他プラ製容器包装	委託業者	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
スチール缶（食用）	直営	橋本周辺広域ごみ処理場にて選別・圧縮	民間業者にて委託処理（リサイクル）
食用ビン類	直営	橋本周辺広域ごみ処理場にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）
有害危険ごみ	直営	橋本周辺広域ごみ処理場にて保管	民間業者にて委託処理（リサイクル）
廃食用油	委託業者	民間業者にて委託処理 →ごみ収集車の燃料	—

5) ごみ収集ボックスの設置

本市では、ごみ収集ボックスを設置しようとする区または自治会に補助金を交付しています。補助制度の概要を表 3.21 に示します。

表 3.21 ごみ収集ボックス設置補助金の概要

対象者	区、自治会
対象活動	橋本市のごみ分別収集計画に協力し、ごみ収集箇所の減少に努め、ごみ収集ボックスの適切な維持管理を行う
補助比率	ごみ収集ボックス設置に必要な費用の2分の1
上限額	10万円

[出典] 「橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付要綱」（平成18年告示第133号）

6) 集団回収

本市内では、市民団体によって古紙・古布類及びアルミ缶の集団回収が行われており、市では「橋本市資源ごみ集団回収助成金交付要綱」（平成 18 年告示第 129 号）により資源ごみ 1 k g あたり 3 円の助成を行っています。

集団回収量の推移を図 3.8 に示します。

なお、旧橋本市では合併前から集団回収が行われてきました。集団回収量は近年、概ね横ばい推移となっています。

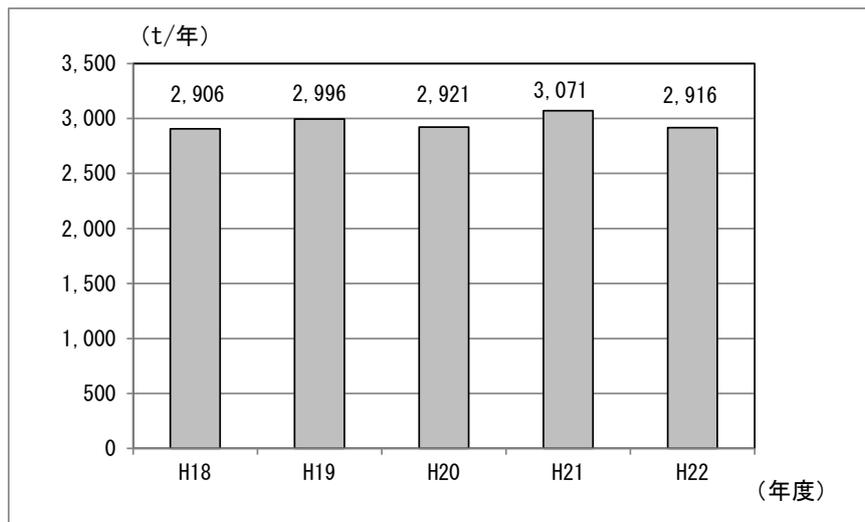
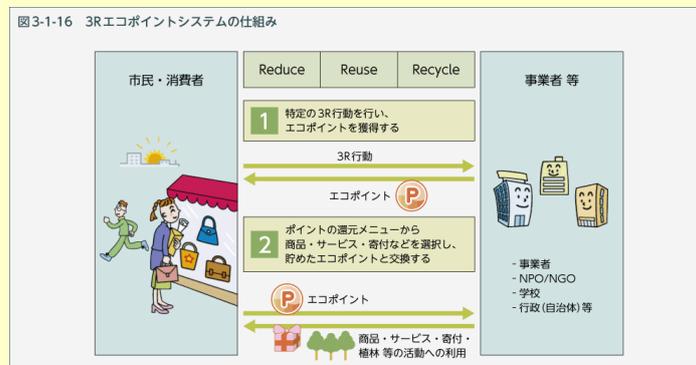


図 3.8 集団回収量の推移

コラム3 ～3Rエコポイントシステム～

地域において関係者が一体となって3R行動の場や3R行動に対する経済的インセンティブ（便益）の提供、3R行動に取り組むことの楽しさを実感する場のための仕組みとして3Rエコポイントシステムを活用している地域もあります。



[出典]平成 23 年度版 環境白書

7) 花と緑のリサイクル事業

市内では毎日約 26 トン(平成 22 年度実績)の生活系可燃ごみが発生しています。このうち、生ごみは分別し、少し手を加えるだけで有機資源とし活用できます。庭や畑で花や野菜の肥料として使える一方、ごみの減量化によりごみ処理経費の削減にもなり、さらには地球温暖化の防止にもつながります。

そこで本市では、表 3.22 に示すとおり、資源循環型社会の実現に向け、生ごみを分別・堆肥化し、花や野菜の栽培に利用していくためのシステムづくりに取り組んでいます。

表 3.22 花と緑のリサイクル事業

No	項目	内容
1	生ごみ堆肥化事業	橋本市衛生自治会と協働し、生ごみ堆肥のつくり方や使用方法などについて定期的に講習会を開催しています。
2	生ごみ処理機器の購入補助事業	一般家庭から排出される生ごみ等を減量または堆肥化するために、生ごみコンポスト容器や生ごみ処理機器を購入する市民に対し、補助金を交付しています。
3	プランターと花の種の提供	生ごみ堆肥化講習会の参加者にプランターと花の種を提供します。
4	フラワーオフィス事業	「花と緑のまちづくり」の先導的な役割を果たす目的で、生ごみ堆肥を利用し、市庁舎や出先機関の花壇やプランター約 1,300 個に季節の花を植栽します。
5	フラワーロード整備事業	生ごみ堆肥を利用し、駅前広場や公園など公共性の高い、人目につくところの花壇やプランターに花を植え、花いっぱい街づくりをアピールします。
6	コスモス・菜の花プロジェクト	市民病院のイメージアップを図り、入院患者や市民病院に来られる方々の心の癒し、和んでいただくよう、周辺の空き地を中心に、生ごみ堆肥を利用して、秋はコスモス、春は菜の花を咲かせます。
7	「花と緑のリサイクル 花まつり」の開催	「ごみの減量化・リサイクルの推進」による環境保全活動の取り組みを周知していただくとともに、エコ体験型のイベントを通じ、さまざまな環境保全に関する市民レベルでの意識の向上を図るため、菜の花栽培地を活かし、一大堆肥づくりのイベントを実施します。
8	ジャイアントかぼちゃの栽培	小峰台の橋本市民病院前の空き地に生ごみ堆肥を利用して、ジャイアントかぼちゃを栽培します。収穫できたかぼちゃは、品評会等に出品します。
9	橋本市花と緑のリサイクル事業補助金の交付	生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量及びリサイクルを推進するため、区・自治会が実施する生ごみ堆肥を活用した花・木の植栽事業に対し、補助金を交付しています。

7 ごみ処理事業経費

本市のごみ処理事業に係る費用を表 3.23 に示します。

ごみ処理事業経費は、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）の建設に伴う経費が発生したため、平成 20 年度から高くなっています。また、市民一人あたりのごみ処理事業経費は平成 21 年度で 17,300 円/人となっており、全国平均の 14,300 円/人を上回っています。

表 3.23 ごみ処理事業経費の内訳

		実績				
		H18	H19	H20	H21	
建設・改良費	(千円)	32,440	13,111	33,650	0	
工事費	中間処理施設	(千円)	32,440	0	0	0
	最終処分場	(千円)	0	13,111	0	0
	その他	(千円)	0	0	29,075	0
	調査費	(千円)	0	0	4,575	0
処理・維持管理費	(千円)	759,807	719,421	751,715	646,364	
人件費	(千円)	323,029	339,474	346,061	326,327	
処理費	収集運搬費	(千円)	8,184	17,052	19,269	20,289
	中間処理費	(千円)	201,364	154,121	114,299	69,732
	最終処分費	(千円)	3,894	2,967	69,499	0
車両等購入費	(千円)	0	0	0	0	
委託費	収集運搬費	(千円)	151,189	148,752	148,488	166,832
	中間処理費	(千円)	40,451	5,739	3,016	12,132
	最終処分費	(千円)	5,060	5,060	38,409	5,060
	その他	(千円)	26,636	46,256	12,674	45,992
その他	(千円)	105,475	97,504	26,644	81,839	
組合分担金	(千円)	0	151,310	504,370	450,405	
合計	(千円)	897,722	981,346	1,316,379	1,178,608	
人口	(人)	69,622	69,121	68,602	68,211	
一人あたりごみ処理事業経費	(円/人)	12,900	14,200	19,200	17,300	

[出典] 「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)

第4章 ごみ処理の評価と課題

1 平成 21 年度一般廃棄物処理基本計画の実績と評価・課題

前基本計画での施策について、取り組みの実績と評価・課題を表 4.1 に示します。

個々の具体的な内容について、実績と評価・課題を検証した上で、本計画の施策に反映したいと考えています。

表 4.1(1) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【生活系ごみの排出の抑制】

具体的な内容	実績	評価・課題
花と緑のリサイクル事業	市民や各種団体等との協働による「花と緑のリサイクル・花まつり」の開催や、花の種取り等により、生ごみ堆肥などを通じて、資源循環型社会への取り組みを行っています。	イベントの開催や生ごみの堆肥化等により、市民の関心は高くなっています。
ごみ処理費用の有料化	平成 18 年度から平成 22 年度のごみ総量（生活系ごみ、事業系ごみ・直接搬入ごみ、集団回収ごみの合計値）は、減少傾向です。	ごみ排出量の推移が減少しているため、一定の効果が出てきているものと考えられます。今後の状況によって適宜検討していく必要があります。
生ごみ処理機等の購入促進と設置利用者の把握	生ごみ処理機器等の購入補助として、購入代金の半額 3 万円（電動式）等を実施しています。平成 17 年度から開始しており、平成 22 年度までに約 1,500 世帯で実施しています。 なお、補助支給者へのアンケート調査を実施しました。	年間の生ごみ処理機器購入世帯数は減少していますが、累計で約 1,500 世帯が活用されています。
生ごみの堆肥化・減量化の促進	橋本市衛生自治会へ委託して、定期的な講習会や地域へ出向いての講習会を実施しています。	定期的に講習会を実施しており、市民の生ごみ堆肥化や減量化に対する意識は高くなっています。
可燃ごみ収集回収の軽減	生ごみの減量化・資源化により、可燃ごみの排出を週 2 回から週 1 回以下に変更した各区・自治会は、71 地区・10,929 世帯で、全市の世帯数の約 4 割を占めている。	ごみ排出量の推移が減少しているため、一定の効果が出てきているものと考えられます。
事務所への P R 推進	一部のスーパー等では、自主的な取り組みによる資源物としての回収ルートが確立されています。	一部のスーパー等では、自主的な取り組みを行っていますが、事業系ごみ排出量の推移にはあまり影響がありませんでした。
市民への包装紙、レジ袋等の減量の推進	和歌山県内のレジ袋有料化（平成 21 年 1 月 23 日開始・現在一部店舗で実施中）により、買い物時にはマイバックを持参する意識が高まってきています。	県のレジ袋有料化により、市民への意識は高くなっているものと考えられます。

表 4.1(2) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【ごみの分別・減量・リサイクルに対する意識啓発】

具体的な内容	実績	評価・課題
市民の自主的な行動につながるPR活動の実施	イベントにおける啓発ポスターの展示や電話対応によるごみ分別説明を進めています。 また、廃棄物減量等推進員地区での、ごみに関する住民説明会（東家区）や定例会議（城山台連合自治会）により、地域単位における自主的な行動等に関する啓発活動を進めています。	今後も、イベントや各地域での自主的な行動等に関する啓発活動を進めていきます。
環境学習や教育の充実	小学4年生を対象として橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への見学を、各小学校単位で実施しています。	小学4年生を対象としたごみ処理施設の見学を、各小学校単位で実施し、環境学習や教育に力を入れていきます。
ホームページの活用による情報提供の促進	ガイドブックの紛失した市民や転入予定者等の、橋本市ホームページへの接続により情報提供等を実施しています。	ごみの排出や処理に関するホームページの情報を適宜更新しています。
市民参加型イベント等での周知	市関連のイベント等では、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）へ搬入可能なごみの分別徹底を実施しています。	イベント等の参加人数を増加するように検討する必要があります。

表 4.1(3) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【事業系ごみの排出の抑制】

具体的な内容	実績	評価・課題
事業系ごみの減量・資源化の促進	平成22年度より、橋本商工会議所並びに高野口町商工会への事業系ごみの減量化及び資源化の促進について相談・調整を進めています。	さらなる減量やリサイクルを徹底するために、パンフレットの配布等による周知徹底の強化を図る必要があります。
廃棄物減量計画書の提出要請	平成22年4月の生活環境課と環境事業室、環境美化センターのほとんどの業務を、現在の環境衛生課に移管する機構改革のため、平成22年度より、橋本商工会議所並びに高野口町商工会への事業系ごみの減量化及び資源化の促進について相談・調整を進めています。	大型事業所に対しては計画書の策定を求めています。
自己処理責任の周知徹底・指導強化と適正処理		事業系ごみの排出量は増加していますので、排出量を削減するためにさらなる周知徹底をする必要があります。

表 4.1(4) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【各主体における資源回収の促進】

具体的な内容	実績	評価・課題
古紙類の資源化の促進	新聞紙や新聞折込、雑誌、ダンボール、紙パック以外に排出されるコピー用紙やメモ用紙等の紙切れは、雑紙として紙袋に入れて資源化しています。	古紙類(布類を含む)の回収量は概ね横ばいとなっています。古紙類として雑紙を分別するように促していますので、今後も分別徹底の啓発を継続していきます。
資源ごみ集団回収の促進	排出量に応じた助成金(3円/kg)を登録団体である各区・自治会へ交付することにより、資源化を促進しています。 集団回収量はここ近年横ばい傾向にあります。	集団回収量は概ね横ばいとなっていますので、回収量が増加する対策が必要であります。
各店舗における資源回収の推進	一部のスーパー等では、自主的な取り組みによる資源物としての回収ルートが確立されています。	自主的に拠点回収を実施している店舗がありますので、今後はその実施状況を把握する必要があります。

表 4.1(5) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【新たな品目の分別収集・資源化の検討】

具体的な内容	実績	評価・課題
ごみの分別精度の向上	橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)からは、異物混入の状況が報告されており、広報はしもによる継続的な啓発を実施しています。	平成21年8月からのその他プラ製容器包装の分別収集開始に伴い資源ごみの回収率が増加しました。さらなる増加を目指して、分別徹底を啓発します。
廃プラスチック類の分別収集・資源化の徹底		橋本周辺広域市町村圏組合から不適物の混入が多いとの指摘がありましたので、分別状況の実態を調査する必要があります。
廃食用油の再生利用の検証	使用済みの食用油を収集し、ごみ収集車の燃料に利用しています。	廃食用油回収量が増加しており、それをごみ収集車の燃料に利用していますので、環境保全に寄与しています。

表 4.1(6) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【収集・運搬システムの適正化】

具体的な内容	実績	評価・課題
効率的な収集・運搬体制の確立	平成 21 年 8 月に、橋本地域と高野口地域別の収集体制を統一すると共に、ごみの分別変更に伴う効率的な収集・運搬体制を構築し、平成 23 年 4 月からは、更なる体制の効率化を図りました。	収集・運搬体制の統一から約 2 年経過し、適正処理に努めていますが、まだ収集運搬が効率化されたとはいえません。
ごみステーションの適正な管理の促進	平成 21 年 8 月からの橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）への移行までに、各区・自治会と、ごみステーション（ごみ集積所）の整理を行いました。	各区・各自治会において、広域処理の移行までに、ごみステーションの整理を行いました。今後は、GIS 管理システムを更新して、効率的で適正な管理に努めていきます。
福祉収集の検討	関係課等との協議を重ねながら検討しているところです。	今後の実施に向けて、庁内で調整しています。

表 4.1(7) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【市民の積極的な取り組みの支援、促進】

具体的な内容	実績	評価・課題
各種団体への支援	平成 23 年度で調整し、平成 24 年度でネットワークの構築を行う予定です。	ネットワークの構築について、調整。構築を実施していきます。
市民によるイベントへの支援	市関連のイベント等における啓発では、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）へ搬入可能なごみの分別徹底を実施しています。 また、各区・自治会等からの要望に応じたごみ分別等の説明を行っています。	多くの市民が集うイベント等での啓発は、効果的であるので、今後も継続して実施していきます。

表 4.1(8) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【事業者における取り組み支援、促進】

具体的な内容	実績	評価・課題
拡大生産者責任の周知	「拡大生産者責任」の考え方を事業者に周知するための啓発は、橋本商工会議所並びに高野口町商工会を通じて進めているところです。	事業者自らがリサイクルしている体制を確認していきます。
新たなごみ処理技術の調査	排出されたごみを処理する方法から、パソコンやテレビ等のように循環型社会への推進による行政が収集しない処理方法への移行等を調査します。	廃棄物を適正に処理するための情報収集を、橋本周辺広域市町村圏組合と協力しています。

表 4.1(9) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【行政における連絡体制の整備】

具体的な内容	実績	評価・課題
関係部署・関係機関等との連携の強化	平成 22 年 4 月の生活環境課と環境事業室、環境美化センターのほとんどの業務を、現在の環境衛生課に移管する機構改革を実施しました。	廃棄物行政を一元化したので、他の関連機関との連絡体制等を構築します。
三者の調整役としての役割の推進	市民・事業者・行政の三者が協働できるような体制整備を調査しているところです。	定期的開催している「橋本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」において、三者が協働できる場を設置しています。

表 4.1(10) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【適正処理計画】

具体的な内容	実績	評価・課題
適正処理困難物に対する対応	民間業者の紹介などにより周知を図っています。	処理困難物の処理方法や処理ができる民間業者を紹介することにより適正な処理に努めています。
橋本市一般廃棄物再生利用業者の個別指定による処理	厨芥、草及び剪定枝の再生利用を推進しています。	厨芥（生ごみ）や剪定枝などの再生利用を推進しています。
不法投棄の防止	広報誌を活用して、不法投棄の防止に努めます。	広報などにより不法投棄の防止に努めています。
災害ごみの対応	橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）の関係自治体会議（衛生担当者会議）において、震災等による廃棄物処理の対応について検討課題としていましたが、東日本大震災により国等から地震予知等に関する情報が変更されています。	適切な処理ができるよう、県や橋本周辺広域市町村圏組合との連携を継続的に検討します。

表 4.1(11) 前基本計画の施策の実績と評価・課題

【ごみ処理施設整備計画】

具体的な内容	実績	評価・課題
中間処理施設	橋本クリーンセンター及び高野ロククリーンセンターは撤去済みです。	施設の解体・撤去は終了していません。
最終処分場	適正に管理を推進しています。	環境保全対策を引き続き実施し、適正な管理を推進しています。

2 課題の抽出

1) ごみ処理体制

本市のごみ処理体制は、ごみの収集・運搬と最終処分が本市、焼却とリサイクルが橋本周辺広域市町村圏組合が主体となっています。それぞれの主体がお互いに連携し、ごみ処理に関する計画や目標の整合性を図っていく必要があります。

ごみ処理体制の一貫として、行政における連携体制を整備していくとともに、市民・事業所の意見を聞きながら進めていく必要があります。

2) 収集・運搬

本市の収集・運搬は、平成 21 年 8 月からの広域処理への移行に伴い旧体制を統一しました。

市民からのごみの排出と収集の接点であるごみステーションについては、広域処理の移行以前から継続していることから、安全かつ適正に管理ができるような体制を構築する必要があります。

3) 中間処理

中間処理は、平成 21 年 8 月から橋本周辺広域市町村圏組合にて適正に行われています。

平成 21 年 8 月からの本市全域の分別区分の統一により「その他プラ製容器包装」の分別収集を開始しましたが、処理を行う橋本周辺広域市町村圏組合から不適物の混入が多いとの指摘があったので、分別状況の実態を調査するとともに、排出ルールについても市民にわかりやすいようにしていく必要があります。

4) リサイクル

本市のリサイクルは、スチール缶などの資源ごみを分別収集し、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて行っています。今後も継続的に適正分別に努める必要があります。

また、これまで実施している集団回収や生ごみ処理機器の補助事業などの生ごみ減量の対策を継続するとともに、事業所から排出されるものについても、減量や資源化を促すような施策を検討していく必要があります。

5) 最終処分

橋本地域の埋立ごみを処分している橋本市一般廃棄物処理場は、平成 19 年度に延命化工事を行い当面埋立が可能ですので、継続的な管理が必要です。

なお、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）から排出される焼却残渣については、組合において大阪湾フェニックスへ搬入されます。

コラム4 ～市民アンケート調査結果～

市民のごみ処理に対する意識、ごみの分別や収集方法に関する意向、ごみ処理の有料化に対する考えを把握する目的のためにアンケート調査を実施しました。その結果概要を以下に示します。

1. ごみ問題の関心

ごみ問題について、本市は 87.2%の人が、関心がある（“非常に”と“ある程度”の合計）と回答しており、平成 21 年度に内閣府が調査した結果（92.5%）に比べて若干少ないが、関心が高いことが伺えます。

2. 3Rの認知度

3Rについて、本市は、29.6%の人が、言葉も意味も知っているとは回答しており、平成 21 年度に内閣府が調査した結果（29.0%）に比べて高く、本市の認知度が高いことが伺えます。

また、“意味は知らないが、聞いたことがある”と回答した人が、本市の結果（30.4%）に対して、平成 21 年度の内閣府が調査した結果（23.6%）に比べ高く、こちらも本市の認知度が高いことが伺えます。

3. 3Rの実践

ごみを少なくするために行っていることとして、多くの市民が実践していること（回答率が 50%を超えている）は、詰替商品を利用している、買い物には袋を持参する、生ごみは水を切って出す、不要なものは買わない、を実践しています。

リユースやリサイクルのために行っていることとして、ごみ分別方法を守り協力する、集団回収を利用しているが、かなりの人が実践しています。また、回答者の約半数がスーパーなどの店頭回収を利用していることから、さらなる周知や支援することにより、利用する人が増えることも期待できます。

4. 花と緑のリサイクル事業の認知度

花と緑のリサイクル事業については、内容を知っている、もしくは、聞いたことがあると回答した人が 66.2%であり、概ね認知されていると考えられます。しかし、まだ3割程度の人がこの事業について知らないとの回答もありましたので、更なる周知・徹底のための対策を講じる必要があります。

5. ごみ分別方法の認知度

ごみの分別方法については、すべてわかる、大体分かると回答した人が 90%以上であり、ほとんどの市民が分別方法を認知されていることが伺えます。

一方で、1割弱の人が、分別方法がよくわからないと回答していますので、そのような市民への対応策についても検討する必要があると考えます。

6. 指定袋と指定シールの料金

現在の指定袋と指定シールの料金については、これ以上の負担はできないと回答した人が約7割となっています。

その一方で、2割の人が、排出量に応じて負担すべきであり、これ以上の負担でもかまわないと回答しています。

第5章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本理念・基本方針

1) 基本理念

「もったいない」と「ごみの3R」を推進する 循環型社会のまち ーはしもとー

本市においては、循環型社会を構築するために、市民一人ひとりが、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、そして、ごみになったら資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取り組みを推進しており、可燃ごみの減量など、一定の効果が出てきています。

このような状況から、本計画の基本理念は、平成 21 年度の一般廃棄物処理基本計画の基本理念を継続していくこととします。

この基本理念に基づき、「ごみを出さない、ごみになる物を出来るだけ買わない、ごみを作らない」といった行動を促進し、ごみを資源としてできる限り再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりを目指します。

2) 計画を進めるための基本方針

本市では今後のごみ処理等に関する基本方針を以下のとおりに設定します。

基本方針1 3Rの推進

「リデュース」（ごみを減らす）、「リユース」（繰り返し使う）、そして「リサイクル」（再生利用する）といった「3R」に向けた取り組みの実施を推進していきます。

基本方針2 適正処理の推進

「3R」を取り組むことによって排出されたごみに関して、環境問題の観点から、適正な処理を推進します。

また、効率的な処理を行うことにより、ごみ処理経費の削減を目指します。

3) 処理主体

計画期間におけるごみ分類別の処理主体を表 5.1 に示します。

今後、本市のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、関係機関と協議した上で見直しを行うこととします。

表 5.1 ごみ分類別の処理主体

分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理・資源化	最終処分
可燃ごみ	排出者	排出者	市・委託業者	広域組合	—
ペットボトル	排出者	排出者	委託業者	広域組合	—
その他プラスチック容器包装	排出者	排出者	委託業者	広域組合	—
埋立ごみ	排出者	排出者	委託業者	—	市
破碎選別ごみ	排出者	排出者	委託業者	広域組合	—
スチール缶（食用）	排出者	排出者	市	広域組合	—
食用ビン類	排出者	排出者	市	広域組合	—
有害危険ごみ	排出者	排出者	市	広域組合	—
粗大ごみ（可燃）	排出者	排出者	市	広域組合	—
粗大ごみ（破碎選別）	排出者	排出者	市	広域組合	—
アルミ缶	排出者	排出者	集団回収業者	資源化業者	—
古紙・古布類	排出者	排出者	集団回収業者	資源化業者	—
事業系一般廃棄物	排出者	排出者	直接搬入・許可業者	広域組合	—

（注）「広域組合」とは、橋本周辺広域市町村圏組合のことです。

2 人口の見通し

本市の行政区域内人口は、過去 5 年間減少傾向を示しています。今後もその傾向を継続することを踏まえて、過去の実績からトレンド法による推計を行いました。その推計結果を図 5.1 に示します。

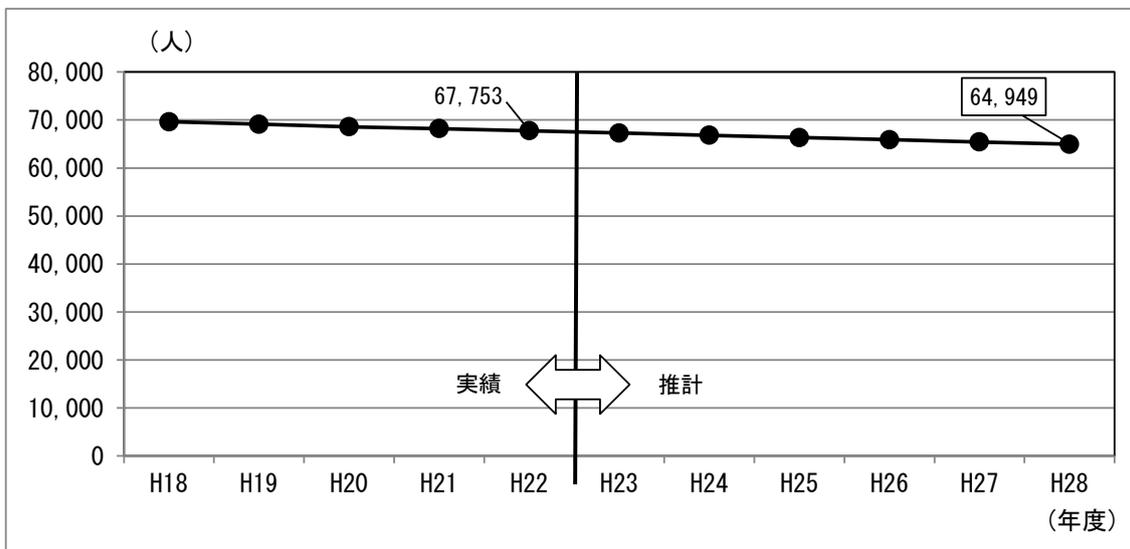


図 5.1 行政区域内人口の見通し

コラム 5 ～長期総合計画における人口の見通し～

「橋本市長期総合計画」(平成 20 年 3 月)における人口の見通しは、今後も減少傾向は継続するものの、地域コミュニティや地域経済への影響等も勘案し、人口減少を最小限に止めるための子育て支援や企業誘致、新たな産業の創出などの施策を積極的に展開していくものとして、平成 29 年度で 67,000 人としています。

コラム 6 ～トレンド法とは～

「トレンド法」とは、過去から未来にわたって変化する現象が一定の規則性を持っているとの仮定のもとに、理論的傾向線をあてはめて予測する方法です。トレンドとは、「動向」を意味します。

3 ごみの種類別の排出量予測

1) ごみの排出量と処理・処分の考え方

ごみの排出と処理・処分の流れを図 5.2 に示します。

本市から排出されるごみには、本市、または本市が委託する業者の収集によって集められたごみ（「生活系ごみ」）と、市民や事業者が直接施設に搬入するか事業者が許可業者に依頼して施設へ搬入してもらうごみ（「事業系ごみ・直接搬入ごみ」）、また市民から直接資源化業者へ引き渡されるごみ（「集団回収ごみ」）があります。

排出されたごみの大部分は、焼却処理によって減量化されており、このほか資源化されるか、または最終処分されることとなります。また、集団回収のように排出段階で資源化になるものもあります。

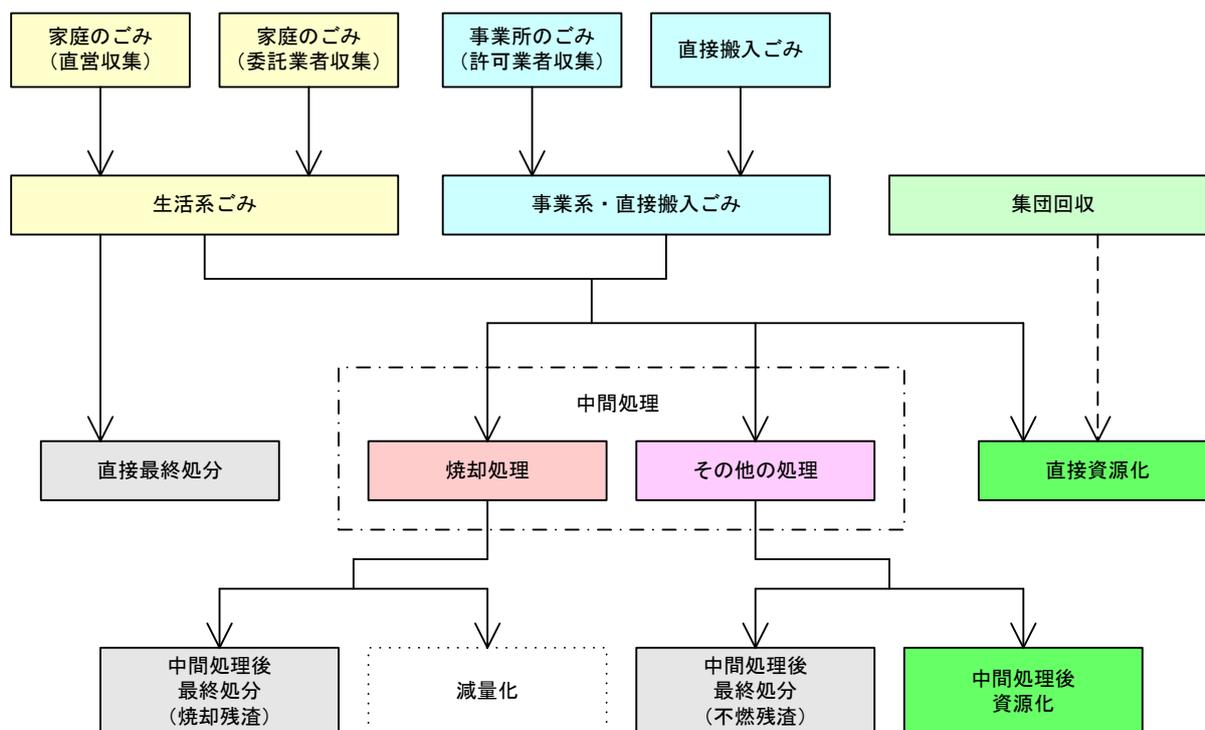


図 5.2 ごみの排出と処理・処分の流れ

コラム7 ～「減量化」とは～

「減量化」とは、可燃ごみなどの可燃物が焼却処理によりガス化されて減少した量のことを示します。

2) ごみの排出量と処理・処分量の予測方法

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月、環境省）では、ごみ処理基本計画において、計画目標年次におけるごみの種類別発生量及び処理量の見込みを示すこととなっています。また、見込み量の推計方法については、「単純推計」と「目標値」の 2 段階で予測を行うことが示されています。したがって、本計画では、その予測を行います。

ごみの処理・処分量は、ごみ排出量の予測値に現在の処理状況（資源化割合など）を踏まえて予測します。（図 5.3 参照）

なお、将来人口は、総合計画の中で目標人口を設定していますが、平成 24 年度に見直す予定であるため、本計画では、過去の実績を考慮した予測値を採用しました。

コラム 8 ～「単純推計」と「目標値」～

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年、環境省）において、「単純推計」と「目標値」は以下のとおりに示されています。

「単純推計」

まず、ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように変化するかについての推計を行う。ただし、近年ごみの発生量が一般に減少傾向にあることに留意する必要がある。

予測手法としては、過去の実績から 1 人 1 日当たり発生量(g/人・日)を算出し、この実績を、トレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測する方法等が考えられる。

「目標値」

次に、家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、再生利用の促進のために実施する政策を踏まえた目標値を設定する必要がある。具体的には、ごみ処理の有料化、普及啓発の実施等による排出抑制の効果を踏まえた発生量の目標値を設定する。再生利用の目標値については、分別収集区分の変更等を踏まえ設定する必要がある。

これらを踏まえ、目標達成後のごみの種類別（例えば、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみ等）の発生量について、それぞれ収集（直営・委託）、直接搬入、集団回収等の別に施策の効果等を検討した上で予測する。

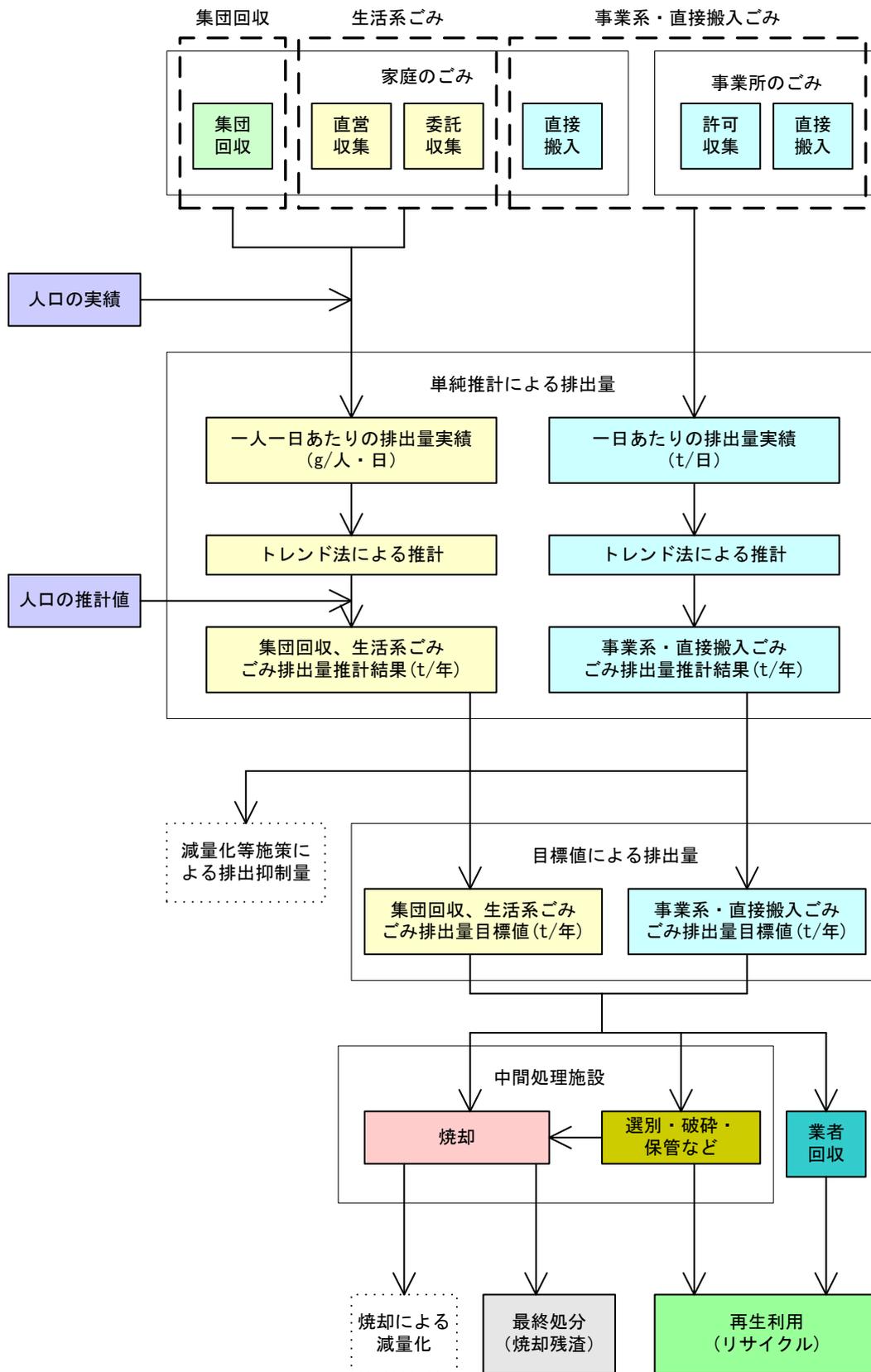


図 5.3 ごみ排出量及びごみ処理・処分の予測フロー

3) ごみの排出量及び処理量の見込み（単純推計結果）

単純推計でのごみ排出量及び処理量の見込みを表 5.2 に示します。

平成 28 年度におけるごみ排出量は 18,640 t と予測され、過去の排出量実績が減少しているため、見込み値も年々減少しています。

ごみ処理・処分において、ごみ排出量に対する焼却処理の割合は 75%、焼却処理による減量化率は 68% と見込まれます。また、資源化率が 23%、最終処分率が 10% と見込まれます。

表 5.2 ごみ排出量及び処理量の見通し（単純推計）

	単位	予測（単純推計）						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	
行政区域内人口	(人)	67,286	66,818	66,351	65,884	65,417	64,949	
排出量	生活系ごみ量	(t/年)	11,469	11,121	10,814	10,539	10,287	10,052
		(g/人・日)	467	456	447	438	431	424
	事業系・直接搬入 ごみ量	(t/年)	5,619	5,636	5,650	5,654	5,665	5,662
		集団回収量	(t/年)	2,918	2,919	2,921	2,923	2,924
	(g/人・日)		119	120	121	122	122	123
	合計	(t/年)	20,006	19,676	19,385	19,116	18,876	18,640
(g/人・日)		815	807	800	795	791	786	
焼却量	(t/年)	15,188	14,922	14,684	14,461	14,261	14,071	
焼却量割合	(%)	76%	76%	76%	76%	76%	75%	
(減量化量)	(t/年)	(13,669)	(13,430)	(13,216)	(13,015)	(12,835)	(12,664)	
(減量化率)	(%)	(68%)	(68%)	(68%)	(68%)	(68%)	(68%)	
リサイクル量	(t/年)	4,436	4,375	4,325	4,281	4,244	4,201	
リサイクル率	(%)	22%	22%	22%	22%	23%	23%	
最終処分量	(t/年)	1,901	1,871	1,844	1,820	1,797	1,775	
最終処分率	(%)	10%	10%	10%	10%	10%	10%	

※焼却量割合、減量化率、リサイクル率および最終処分率は、排出量合計に対する割合である。

4 計画の目標

1) 目標値の設定

【 計画の目標値 】

**ごみの一人一日あたりの
排出量を現状の1割削減**

基本理念（「もったいない」と「ごみの3R」を推進する循環型社会のまち－はしもと－）を実現するために、ごみ排出量の原単位の減量化を図っていくものとし、目標を「ごみの一人一日あたりの排出量を現状の1割削減」（平成22年度：823 g/人・日）とします。

この目標の達成で、平成28年度においてごみの一人一日あたりの排出量が740g/人・日（生活系ごみ＋事業系・直接搬入ごみ＋集団回収）となります。

今後実施していく基本施策による効果を踏まえ、達成可能な設定項目及び設定根拠を表 5.3 に示します。

表 5.3 目標の設定根拠

区分	目標設定の根拠
生活系可燃ごみ	各施策の実施に伴う排出抑制、分別徹底及び生ごみ堆肥化の促進により、単純推計結果から毎年 1%ずつ加算した割合(5 年後では 5%)で減量すると設定。
生活系資源ごみ	目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)
生活系粗大ごみ	目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)
生活系埋立ごみ	目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)
事業系・直接搬入可燃ごみ	各施策の実施に伴う排出抑制、分別徹底及び資源化の促進により、単純推計結果から毎年 2%ずつ加算した割合(5 年後では 10%)で減量すると設定。
事業系・直接搬入資源ごみ	目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)
事業系・直接搬入粗大ごみ	目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)
事業系・直接搬入埋立ごみ	目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)

コラム 9 ～もう一つの目標～

橋本周辺広域市町村圏組合は平成 18 年 3 月にごみ処理基本計画を策定し、この中で本市(旧橋本市及び旧高野口町)は平成 28 年度においてごみの総排出量を 24,350 t、生活系ごみを 1 人 1 日あたり 736 g にすることを目標としました。

その他の組合構成自治体にもそれぞれ目標値を設定しており、これらの目標値に基づいて橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)の施設規模(焼却施設 101 t/日、リサイクルセンター 46.4 t/日)となっています。

コラム 10 ～生ごみの組成～

家庭ごみの主役は、生ごみ(厨芥類)です。一般的(京都市のデータ)には、家庭ごみ全体で、湿重量比で約 4 割を占めていますが、そのうち、「食べ残し」は生ごみ全体の約 40%、「手付かず厨芥」が約 10%とされています。したがって、これらを減らすことにより、ごみの減量化が期待できます。

2) ごみの排出量及び処理状況の見込み（目標値）

目標値を達成した場合のごみ排出量及び処理量の見通しを表 5.4 及び図 5.4 に示します。

平成 28 年度におけるごみ排出量目標値は 17,532 t であり、ごみ排出量目標値に対する焼却処理の割合は 74%、焼却処理による減量化率は 67%と見込まれます。また、資源化率が 24%、最終処分率が 10%と見込まれます。

表 5.4 ごみ排出量及び処理量の見通し（目標値）

		単位	予測（目標値）					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28
行政区域内人口		(人)	67,286	66,818	66,351	65,884	65,417	64,949
排出量	生活系ごみ量	(t/年)	11,375	10,940	10,549	10,195	9,866	9,558
		(g/人・日)	463	449	436	424	413	403
	事業系・直接搬入 ごみ量	(t/年)	5,520	5,439	5,351	5,249	5,157	5,048
		(g/人・日)	119	120	121	122	122	123
	集団回収量	(t/年)	2,918	2,919	2,921	2,923	2,924	2,926
		(g/人・日)	119	120	121	122	122	123
合計 (対H22[823g/人日]比)	(t/年)	19,813	19,298	18,821	18,367	17,947	17,532	
	(g/人・日)	807	791	777	764	752	740	
	(%)	[98%]	[96%]	[94%]	[93%]	[91%]	[90%]	
焼却量		(t/年)	14,995	14,544	14,120	13,712	13,332	12,963
焼却量割合		(%)	76%	75%	75%	75%	74%	74%
(減量化量)		(t/年)	(13,495)	(13,090)	(12,708)	(12,341)	(11,999)	(11,667)
(減量化率)		(%)	(68%)	(68%)	(68%)	(67%)	(67%)	(67%)
リサイクル量		(t/年)	4,436	4,375	4,325	4,281	4,244	4,201
リサイクル率		(%)	22%	23%	23%	23%	24%	24%
最終処分量		(t/年)	1,882	1,833	1,788	1,745	1,704	1,664
最終処分率		(%)	10%	10%	10%	10%	10%	10%

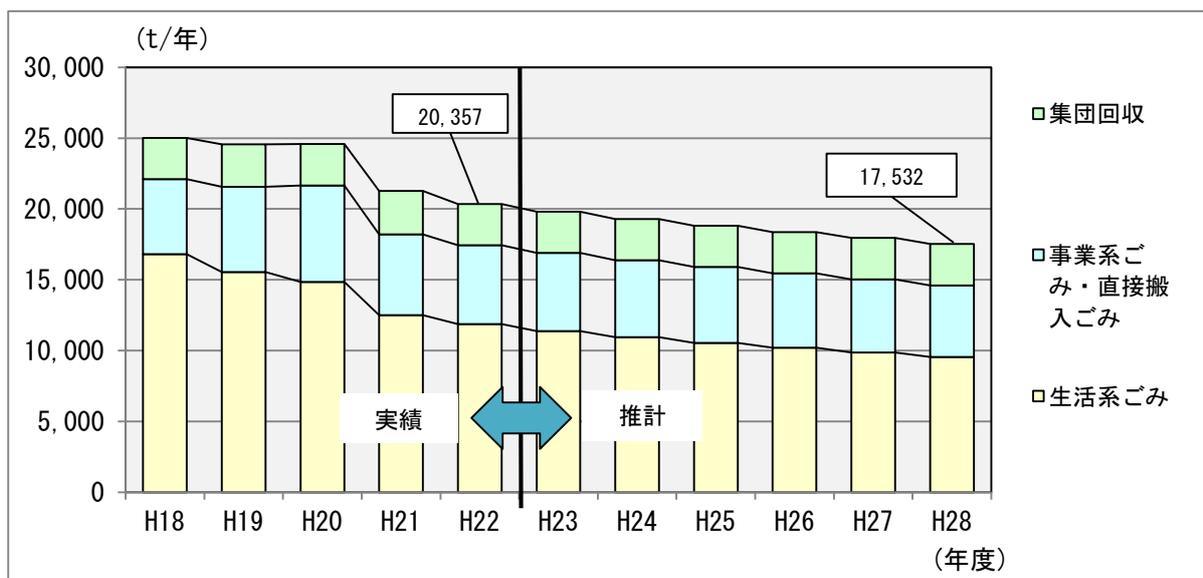


図 5.4 ごみ総排出量（目標値）の推移

単純推計値と目標値のごみ排出量の見通しを図 5.5 に示します。

図 5.5 における単純推計値と目標値の差分が、今後の施策によってごみ減量の効果が見込まれる量です。

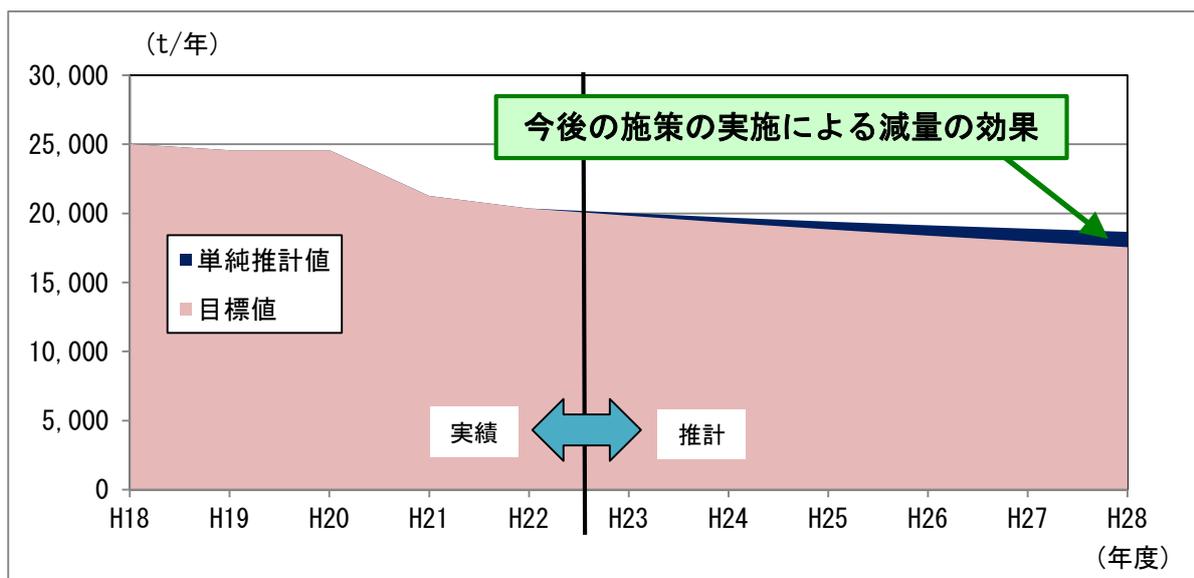
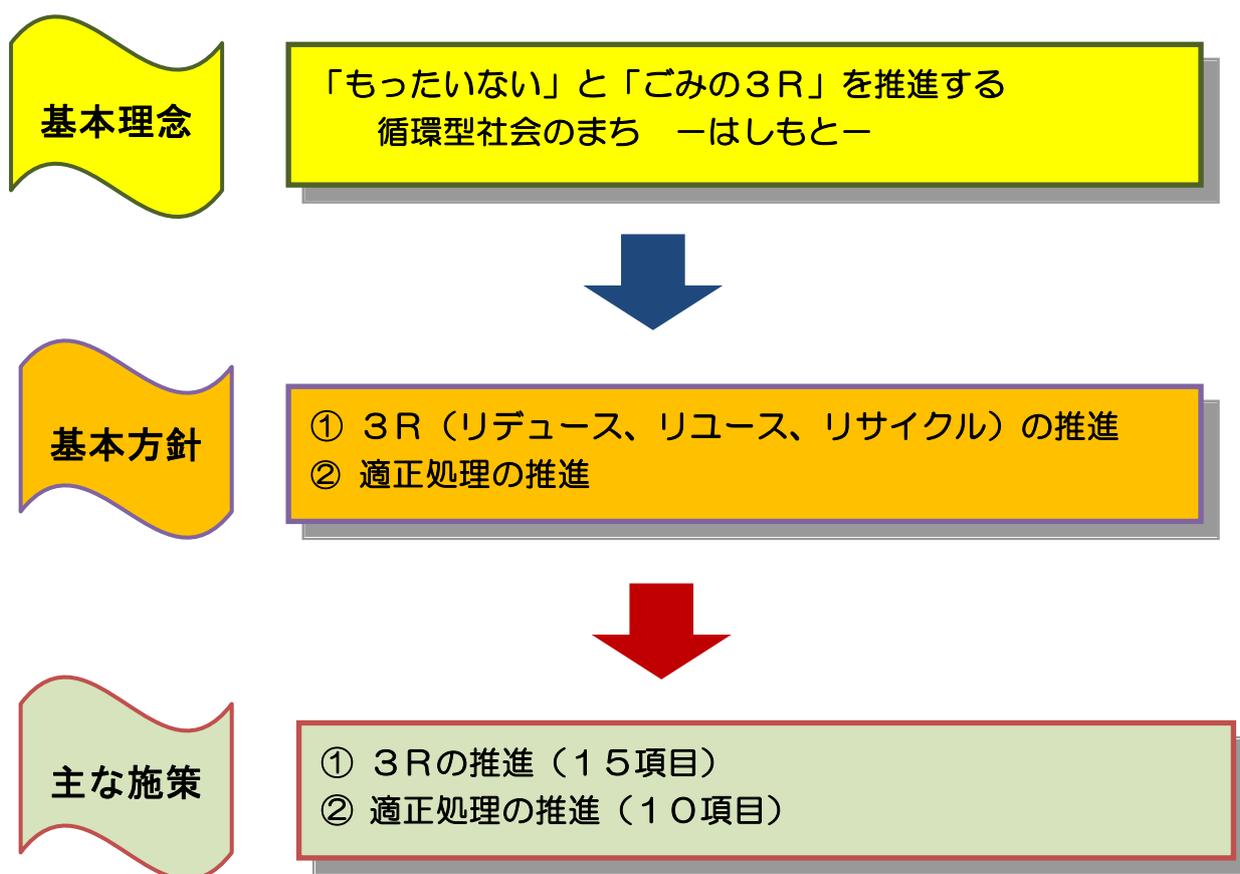


図 5.5 単純推計値と目標値の推移

5 施策と市民・事業者の取り組み

本計画の計画期間である平成 24 年度～平成 28 年度において実施し、基本理念を達成するための具体的な施策を示します。



基本理念を達成するための具体的な施策に関する実施時期を表 5.5 及び表 5.6 に示します。

表 5.5 具体的な施策の実施時期【3Rの推進】

項 目	前 期 【平成24～26年度】	後 期 【平成26～28年度】
①花と緑のリサイクル事業	継続	
②生ごみ堆肥化・減量化の推進	継続	
③廃棄物減量等推進員制度の拡充	継続・拡大	
④生ごみ処理機補助制度の継続	継続	
⑤可燃ごみ収集回数の軽減	継続・拡大	
⑥事業系ごみの減量化促進	実施・周知	継続
⑦簡易包装の推進	継続	
⑧エコショップ認定制度の創設		検討・実施
⑨ごみや環境に対する意識啓発	継続	
⑩ごみ処理費用の有料化	継続	
⑪フリーマーケット・イベント等の活用	継続	
⑫中古品及びレンタルの活用	継続	
⑬資源ごみ集団回収の活用	継続	
⑭事業系ごみの資源化促進	継続	
⑮各店舗における資源回収の推進	検討・実施	

表 5.6 具体的な施策の実施時期【適正処理の推進】

項 目	前 期 【平成24～26年度】	後 期 【平成26～28年度】
①ごみの分別精度の向上	継続	
②廃棄物減量計画書の提出要請	検討・実施	継続
③自己処理責任の周知徹底と適正処理	継続	
④ごみステーションの管理体制の整備	検討・実施	継続
⑤効率的な収集・運搬体制の確立	検討・実施	継続
⑥福祉収集の実施	検討・実施	継続
⑦廃食用油の再生利用の検証	継続	
⑧ごみ処理経費の明確化	検討・実施	継続
⑨災害時の廃棄物処理	検討・実施	継続
⑩廃棄物処理事業概要の作成	検討・実施	継続

1) 3Rの推進

①花と緑のリサイクル事業

「花と緑のリサイクル事業」は、生ごみを堆肥化し、花や野菜の栽培に利用していくための事業です。

本市では循環型社会の実現に向け、生ごみや刈り草から堆肥（腐葉土）をつくり、花や野菜の栽培に利用していくためのシステムづくりに、これまで以上に力を入れ取り組んでいきます。そして、その土からきれいな花を咲かせ、本市に住んでいる人や本市を訪れた人の心が癒されるような『花いっぱいのまちづくり』を目指します。

具体的な内容

- ・プランターと花の種の提供
- ・フラワーオフィス事業
- ・フラワーロード整備事業
- ・道沿いガーデニングコンテスト
- ・菜の花フォト&絵画コンテスト
- ・コスモス・菜の花プロジェクト
- ・「花と緑のリサイクル 花まつり」の開催
- ・ジャイアントかぼちゃの栽培



フラワーオフィス事業

〔出典〕 橋本市ホームページ

②生ごみ堆肥化・減量化の推進

「生ごみ堆肥化・減量化の推進」は、「花と緑のリサイクル事業」の一つとして、生ごみ堆肥化事業を促進し、家庭から排出される可燃ごみを削減するための情報提供や普及に努めます。

生ごみ堆肥化講習会や学習会は、橋本市衛生自治会と協力して実施するとともに、堆肥化を実施した人にヒアリングを行い、堆肥化するための課題や問題を明らかにします。また、食べ残しをしないライフスタイルやごみを出るだけ出さない調理方法（エコクッキング）の情報提供を行っていきます。

具体的な内容

- ・ 生ごみ堆肥化講習会、学習会等の実施
- ・ 生ごみ堆肥化実施者へのヒアリング
- ・ 食のライフスタイルやエコクッキングの情報提示
（広報・チラシの配布）

コラム 11 ～ちゅう芥類（生ごみ）の減量化・資源化～

岡山市では、産官学民で構成する「岡山市エコ技術研究会」において家庭ごみの約 4 割を占める（平成 20 年度）生ごみの減量化・資源化を推進するために、『生ごみ減量化ハンドブック』を作成しています。

そのハンドブックには、①段ボール箱コンポスト、②ミミズコンポスト、③紙製米袋発酵コンポスト、④エコちゃんコンポスト、⑤電気式生ごみ処理機などの方法を紹介しています。

[出典]岡山市ホームページ

(http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyousoumu/kankyousoumu_t00003.html)

③廃棄物減量等推進員制度の拡充

橋本市廃棄物減量等推進員は、「橋本市廃棄物減量等推進員に関する要綱」（平成18年3月）に定められているように、一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理の普及・啓発と、分別収集の指導啓発を行っています。

地域によっては、この推進員制度を活用できていないように見受けられます。したがって、今後はこの推進員地域範囲及び役割を明確にします。また、各推進員との積極的な連携を図るため、意見交換会の場を開催します。

具体的な内容

- ・ 廃棄物減量等推進員の増員（地域わりの見直し）
- ・ 廃棄物減量等推進員の役割の明確化
- ・ 廃棄物減量等推進員の意見交換会の開催

④生ごみ処理機補助制度の継続

現在、橋本市衛生自治会と協力し実施している電気式生ごみ処理機、コンポスト容器の購入補助事業は、今後も継続的に実施します。

また、電気式生ごみ処理機やコンポスト容器の補助支給者への大規模なアンケート調査を行い、使用実態を把握するとともに、継続使用や適正利用に向けて利用者へのより充実したフォローアップを図ります。

具体的な内容

- ・ 電気式生ごみ処理機の購入補助制度
- ・ 堆肥化容器の貸与及び補助剤の無料支給
- ・ 補助支給者へのアンケート調査の実施

⑤可燃ごみ収集回数の軽減

現在、区または自治会において集団的に生ごみの堆肥化・減量化を行い、可燃ごみの収集回数を通常週 2 回から週 1 回に軽減する場合、奨励金を交付しています。今後もこの取り組みの情報提供や普及の推進を行っていきます。また、その効果も検証していきます。

具体的な内容

- ・ 収集回数の軽減による減量効果の検証
- ・ 奨励金制度の見直し

⑥事業系ごみの減量化促進

本市の事業系ごみの現状や排出実態について、事業所への詳細なアンケート調査を実施して把握します。また、事業所から出るオフィスごみの減量についての工夫などを掲載したパンフレットを市内の事業所に配布し、事業系ごみを減量するための情報提供に努めます。

具体的な内容

- ・ 事業所への詳細なアンケート調査の実施
- ・ ごみ減量方法などの情報提示（広報・チラシの配布、講習会の実施）

⑦簡易包装の推進

和歌山県では、事業者、市民団体、行政が一体となって、様々な手法でレジ袋の削減に取り組んでいます。したがって、これらの取り組みに併せて、市民に対してマイバッグ持参運動を推進し、レジ袋がごみとして排出されないよう啓発し、その実施状況を確認します。

また、過剰包装の商品や使い捨ての商品も、出来るだけ買わないようにするなど生活系ごみの中で大量に排出されている包装紙やレジ袋等の減量化を図り、簡易包装商品等の導入による環境に配慮した消費行動を啓発していきます。

具体的な内容

- ・簡易包装の推進を促す啓発
- ・マイバッグ導入の推進
- ・レジ袋有料化の実施状況の確認

⑧エコショップ認定制度の創設

エコショップ認定制度とは、環境に配慮した取り組みを積極的に行っている店舗を「認定店」として認定する制度です。

エコショップの認定を受けることで、“環境にやさしいお店”として店舗のイメージが上がり、また、アピールに利用することができます。また、市の広報やホームページなどでもPRすることができます。

今後は、環境に配慮した取り組みをしている店舗に対して、「エコショップ」と認定できる制度を創設し、その制度を活用するためにPRを行います。

具体的な内容

- ・エコショップ認定制度の創設
- ・エコショップ認定制度の内容の確立
- ・「優良エコショップ」の認定（年に1回程度、特に顕著な取り組み）

コラム12 ～エコショップの事例（奈良県橿原市）～

【橿原市エコショップ認定制度】

市内でゴミの減量化やリサイクル活動を推進している小売店舗を募集しており、審査により「エコショップ」として認定された店舗は広報やホームページで周知しています。

エコショップ認定制度とは、市内において、環境に優しい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定し、広く市民に周知することにより、環境にやさしいライフスタイルを作り上げる事を目的とした制度です。

エコショップ認定店にエコショップ認定証とエコショップ認定ステッカーを交付します。また、環境に優しい店として、市の広報やホームページを通じて市民にPRします。



(エコショップ認定ステッカー)

[出典] 橿原市ホームページ

(http://www.city.kashihara.nara.jp/kankyo/c_shouhiseikatsu/katsudou/eco_shop/eco_shop.html)

⑨ごみや環境に対する意識啓発

市民には、ごみ処理に対して協力しなければならないということを広く伝え、「ごみの減量と分別のガイドブック」や広報等による情報提供やイベント等の機会を通じて、本市におけるごみの現状や課題についての情報を提供し、ごみ減量に関する意識の向上を図ります。また、「3R」を広く推進するため、地域による市民一人ひとりの自主的な活動を推進していきます。

環境問題を身近なものとするためには、環境教育を小・中学校・高校等における児童・生徒の各段階に応じて実施するとともに、内容の充実を図ります。また、子どもから大人まで幅広い年齢層が学習できるように、ごみや環境に関する生涯学習講座での講演や地域住民参加の学習会等の開催を推進します。

具体的な内容

- ・「ごみの減量と分別のガイドブック」の更新
- ・広報やチラシ配布による啓発
- ・環境教育の充実
- ・ごみや環境に関する講演会や学習会の開催

コラム13 ～生活スタイルの見直し～

ごみを減量するには、食のライフスタイルだけではなく、生活スタイルを見直していくこともとても重要です。環境にやさしい生活スタイルは下記のようなものがあります。

スローライフ

効率と速さを重視した時間に追われる生活スタイルを見直し、自然と調和した、ゆったりとした時間の流れを楽しむ生活を目指すことで、結果的に環境にも優しい生活スタイルを目指します。

スローフード

イタリアでスタートしたNPO運動でありファーストフードに対してスローフードと呼ばれています。地元の食材や料理を大切にし、質の高い食や食文化を守ることにより食を通じて豊かな生活環境を作り出す運動のことです。

ロハス (LOHAS)

Lifestyles Of Health And Sustainability (ライフスタイルズ・オブ・ヘルス・アンド・サステナビリティ) の略です。健康を重視した持続可能な社会生活を送ろうとする生活スタイルで、そういった生活スタイルを重視する消費者層を示します。

⑩ごみ処理費用の有料化

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた税負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成 19 年 6 月環境省）に基づいたごみ処理費用の有料化を推進していくものとします。ただし、販売価格の改正によりごみ減量化に取り組んでいる世帯の負担が増えることや価格変動の緩和を図るため、平成 21 年度から平成 24 年度までは、全世帯を対象に一定枚数の新可燃ごみ袋の無料配布を実施します。

なお、有料化制度の効果については、その実施状況を評価し、必要に応じて見直します。

具体的な内容

・有料化制度の実施状況報告

コラム 1 4 ～ごみ処理の有料化について～

平成 17 年 5 月 26 日に、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。

この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されました。

[出典] 一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 19 年 6 月、環境省）

⑪フリーマーケット・イベント等の活用

本市の各イベントや市民が主催するバザー、フリーマーケットなどのイベントを支援し、ごみの排出抑制と不用品の再使用（リユース）を推進します。また、不用となった家具などの「ゆずります・ゆずってください」情報やその利用場所を提供するなどにより、不用品の再使用を促進します。

ごみや環境をテーマとしたセミナーやシンポジウムなど、市民参加のイベントを検討し、ごみに対する理解の向上を図ります。

具体的な内容

- ・ 広報、チラシ、市のホームページを利用したイベント等の啓発
- ・ イベント開催の効果検証

⑫中古品及びレンタルの活用

「リユース」として、中古品やレンタルの活用が考えられます。例えば、あるものをレンタルすれば、使用後にごみにしなくてもよいという利点があります。また、中古品であれば、不用品の再使用となり、ごみの減量につながります。したがって、事業所において、一時期しか使わないものや必要頻度が低いものは、中古品やレンタルを活用していくようにします。

具体的な内容

- ・ 中古品やレンタルの利用状況
- ・ 中古品やレンタルに関する情報提供

⑬資源ごみ集団回収の活用

資源の再生利用や地域コミュニティの育成を促進し、あわせてごみ処理行政に対する市民意識の高揚を図るため、自主的に実施する資源ごみ集団回収に対し、活動の活性化を図るとともに、さらなる資源化を促進するため、集団回収助成金交付制度を継続します。

具体的な内容

- ・ 集団回収助成金制度の継続

⑭事業系ごみの資源化促進

資源化に対する意識が低い事業所も若干みられます。今後は、事業系ごみの資源化促進に関して、資源化のメリットや資源回収業者の一覧等を掲載したパンフレットを市内の事業所に配布し、事業系ごみの資源化の促進を図ります。

具体的な内容

- ・ 広報やチラシ配布による啓発
- ・ 資源回収業者一覧を掲載したパンフレットの配布

⑮各店舗における資源回収の推進

市内にあるスーパー等では、食品トレイやペットボトルなどの循環資源を回収している店舗もあるため、今後、各店舗との連携・協働により、資源の回収拠点となる店舗数及び回収品目の拡大を目指していきます。

また、資源回収を実施している店舗と連携・協働して資源回収を推進します。

具体的な内容

- ・ 実施店舗との連携・協働体制の構築
- ・ 実施店舗の拡大
- ・ 資源回収品目の拡大

2) 適正処理の推進

①ごみの分別精度の向上

橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）の稼動に伴いごみの分別区分が変更となり、適正処理を行っていますが、分別徹底が不十分な部分もみられます。したがって、ホームページの掲載やパンフレット等の配布により、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールの厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発を継続して行うなど、ごみ分別ルールの徹底や排出マナーの向上を目指した普及啓発を実施します。

具体的な内容

- ・「ごみの減量と分別のガイドブック」の拡充
- ・広報やホームページなど内容の充実

②廃棄物減量計画書の提出要請

ごみを多量に排出する事業所については、「橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 18 年 3 月）において、「排出の抑制及び再利用並びに適正な処理に関する計画書を作成させ、提出させることができる。」と規定しています。したがって、この条例に基づき、市内にある一定規模以上の事業所に対して「廃棄物減量計画書」の提出を要請し、減量目標を達成するように指導を行い事業系ごみの減量化を図ります。

具体的な内容

- ・「廃棄物減量計画書」を提出する事業所の選定
- ・「廃棄物減量計画書」策定マニュアルの作成
- ・「廃棄物減量計画書」の提出要請

③自己処理責任の周知徹底と適正処理

ごみの処理は本市の責務ですが、事業所はこれに協力しなければならないという廃棄物処理法を広く事業所に伝えるとともに、ごみ排出者が責任を持って処理する義務である自己処理責任や、生活系ごみへの混入抑制を含め、事業系ごみの排出・分別について周知徹底します。

また、事業所はごみを自ら処理するか、許可を受けた一般廃棄物処理業者に収集又は運搬を委託しなければならないため、これらの周知徹底を図り、適正な処理を推進します。

具体的な内容

- ・ 事業系ごみの排出・分別の周知徹底
- ・ 収集許可業者への協力要請

④ごみステーションの管理体制の整備

各家庭からのごみの排出と市の収集の接点であるごみステーションについては、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、各自治会との協力による管理体制を構築していきます。

また、既存の GIS 管理システムや収集委託業者へのヒアリング実施による情報を一元化して、効率的かつ適正な管理体制を整備していきます。

具体的な内容

- ・ GIS 管理システムの更新
- ・ 収集委託業者へのヒアリング

⑤効率的な収集・運搬体制の確立

広域処理の移行に伴って、分別区分及び収集・運搬体制の統一から約 2 年経過し、適正処理に努めていますが、まだ収集運搬が効率化されたとはいえません。したがって、さらなる効率化を推進するために、前述の「④ごみステーションの管理体制の整備」と連動し、現状の収集・運搬体制を把握します。その後、効率的な収集体制を検討し、確立していきます。

具体的な内容

- ・ 現況の収集・運搬体制等の把握及び整理（人員・収集ルートなど）
- ・ 収集運搬のシミュレーション（効率化の検討）

⑥福祉収集の実施

今後高齢者人口の増加が見込まれることから、高齢者や障がい者に対して、支援体制を検討すると共に、戸別収集の実施や訪問収集・ボランティアの協力等によるごみの出しやすい環境整備を検討し、実施します。

具体的な内容

- ・ 支援体制の庁内調整

⑦廃食用油の再生利用の検証

平成 20 年 9 月から家庭の使用済み天ぷら油を回収し、軽油の代替燃料である BDF（バイオディーゼル燃料）に再生しています。この燃料は、環境にやさしい燃料として注目されており、現在ごみ収集車 8 台に使用しています。この事業は、さらなる循環型社会の実現と二酸化炭素の削減を目指し、環境問題に取り組むものです。したがって、今後は、回収箇所や利用する車両の拡大を検討するとともに、その効果も検証します。

具体的な内容

- ・ 廃食用油の回収箇所の拡大
- ・ 廃食用油の利用拡大
- ・ ごみ収集車の燃料利用の効果・検証



BDF を利用しているごみ収集車

【出典】橋本市ホームページなど

⑧ごみ処理経費の明確化

ごみの収集から処理・処分までに係る費用負担について詳細に把握することは、事業の効率化を図ることができます。また、各事業に対しての費用対効果も検討できます。

今後は、環境省の推奨する一般廃棄物会計基準を参考に、ごみ処理形態別（排出抑制、収集・運搬、処理、リサイクル、処分など）の費用がわかるように基準を設定し、とりまとめるものとします。

具体的な内容

- ・ 経費内訳の基準化
- ・ 一般廃棄物会計の実施

コラム15 ～一般廃棄物会計基準について～

廃棄物処理法基本方針（平成17年5月改正）において、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、国の役割として、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示すこととしました。これを踏まえて検討を進め、平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして「一般廃棄物会計基準」をとりまとめ、公表しました。

「一般廃棄物会計基準」では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めており、原価計算書、行政コスト計算書及び資産・負債一覧表の3つの財務書類を作成します。

[出典]環境省

⑨災害時の廃棄物処理

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められます。そのため、それを適正に処理できる体制を構築する必要があります。

本市は、「橋本市地域防災計画」を策定しており、その計画に基づき橋本周辺地域、和歌山県、そして全国をも視野に入れた連携体制を構築していくものとします。

具体的な内容

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 災害ごみの広域処理体制の構築

⑩廃棄物処理事業概要の作成

廃棄物処理事業概要は、本市が1年間の排出や収集・処理・処分についての量や状況を取りまとめたもので、今後のごみ処理の方針や課題を把握するための基礎資料として活用できます。したがって、今後は毎年とりまとめていくものとします。

具体的な内容

廃棄物処理事業概要の作成

6 計画の進行管理

本計画では、Plan（行動計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し）を行う「PDCAサイクル」の概念を導入し、計画の進行管理を行うものとします。

施策の計画や推進、そのチェック機能については、これまで毎年実施して議会などに報告していくこととします。

計画の進行管理の内容は、表 5.7 に示すとおりとし、PDCAサイクルのイメージは、図 5.1 に示すとおりとします。

表 5.7 計画の進行管理

項目	内容
Plan（行動計画の策定）	本計画の目標や施策などを具体的な行動計画を検討・策定し、広く市民や事業所に周知します。
Do（施策の実行）	行動計画に基づき実行します。
Check（評価）	計画の進捗状況を客観的に評価します。その評価結果は、議会などに報告します。
Action（見直し）	毎年度での課題事項は、その都度改善します。行動計画の前提条件に大きな変動があった場合は、見直していきます。

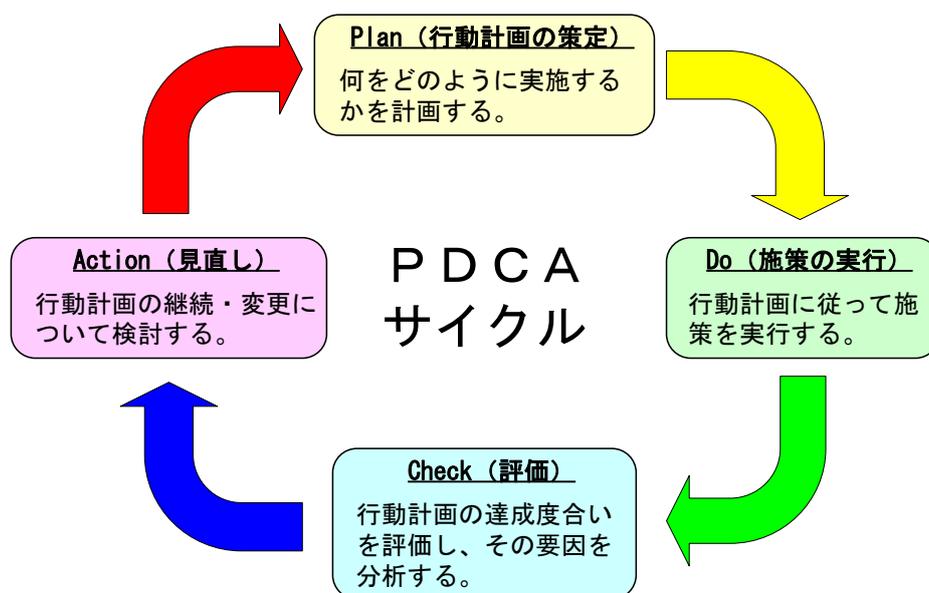


図 5.1 「PDCAサイクル」のイメージ

